

佐藤博幸委員長

おはようございます。

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者は、ありません。

出席者は、定足数に達しております。

本委員会への傍聴の申し出がありましたので、すでに入室されておりますので、ご了承願います。

なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますので、ご了承ください。

傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。委員会審議の妨げにならないよう、私語等は慎んでいただくほか、携帯電話、その他電子機器類の電源を切るようお願いいたします。

なお、委員の皆様申し上げます。委員会室が暑い場合は、上着を脱いでいただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、本日の議事に入ります。

初めに、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、■■■■証人の証人尋問を行います。証人尋問の進め方についてですが、尋問は一問一答方式として、尋問項目ごとに、事前に配付いたしました「証言を求める事項一覧表」のとおり、最初に委員長から総括的に主尋問を行い、その後、通告のあった委員から委員尋問を行います。

尋問時間は、おおむね1時間から2時間を目安に行いますが、当初の証人尋問が終了しない場合は、休憩を挟み、午後から再開する予定であります。

報道機関の皆様申し上げます。委員長名で、事前に文書により要請しておりましたが、証人からの意向もあり、テレビ放映や新聞等の記事記載に当たっては、個人情報保護の観点から、証人、個人が特定されないよう配慮を改めて要請いたします。

それでは証人尋問に入ります。

■■■■証人入室のため、暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

では、初めに人定尋問を行います。

まず、あなたは、■■■■さんですか。

■■■■証人

はい。

佐藤博幸委員長	次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。
■証人	間違いありません。
佐藤博幸委員長	<p>■証人におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本委員会の調査事項であります、鶴岡市長の選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項の調査のため、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>証言を求める前に、証人に申し上げます。</p> <p>証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。</p> <p>そのため、証人には証言をしていただく前に、良心に従って真実を述べることにより、証言の真正を確保し、ひいては、委員会の公正性を担保するために、証人は、宣誓をすることになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられる可能性もありますので、ご注意くださいと思います。それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。会場内にいるすべての方々のご起立をお願いいたします。</p>
■証人	私は、
佐藤博幸委員長	ちょっとお待ちくださいね。はい。それでは、証人は宣誓書の朗読をお願いいたします。御手元の宣誓書を読み上げてください。
■証人	良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。
佐藤博幸委員長	次に、証人は宣誓書に署名捺印をお願いいたします。着席でお書きになってください。はい。
■証人	はい。終わりました。
佐藤博幸委員長	<p>ありがとうございます。それでは皆さん、お座りください。これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるよう、お願いいたします。証言の際は着席のままご発言いただいて構いません。また、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりご利用ください。証人が発言される場合は、お手元のマイクのトークボタンを押した上で発言してください。終わりましたら、もう1度押して、消してください。</p> <p>各委員に申し上げます。本日は事前に証人に通知をいたしております、証言を求める事項について、証人より発言を求めるものでございます。尋問にあたっては、証人の人権に配慮されますとともに、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。これより■証人から証言</p>

	<p>を求めます。最初に委員長から…。</p> <p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほど報道関係等に、個人が特定されぬように配慮するように、という発言ありました。質問の中では、個人名を出していいのか、もしくは支援者というふうに統一するのか。ちょっとその点だけは、皆さんで確認してから進めたほうがよいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。先ほど、人定尋問で、■■■■証人の確認もいたしましたことと、宣誓もいただきました。そしてお名前も申し上げましたので、■■■■証人については、お名前を述べていただいて結構だと思います。ただ、これまでの証人尋問の中で出てこられた方のお名前とか、それ以外の方は呼称でお願いできればと思います。よろしいですか。進めます。</p> <p>最初に、委員長から総括的に主尋問を行い、その後、通告のあった委員から個別に委員尋問を行います。最初に尋問番号1、平成29年10月9日に、支援者と皆川市長との間で行われた100万円の授受についてであります。(1)100万円授受の事実について、私から主尋問を行います。</p> <p>まず初めに、100万円授受の事実関係について伺います。あなたと皆川治市長とは、これまでどのようなご関係ですか。</p>
■■■■ 証人	<p>どのあたりからお話申し上げていいのかちょっと迷ってしまうんですけど。一般的に言えば、他人の関係です。しかし、商工会関係で、私の先輩だった方が、農林水産省に陳情にお伺いしたときに、皆川さんの存在を知りました。若き青年が近い将来、鶴岡に戻って、市政に挑戦したいというお話を聞いたのが最初でした。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。次にまいります。平成29年の市長選挙の際に、皆川治市長に100万円を渡したことは事実ですか。</p>
■■■■ 証人	<p>はい、事実です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>いつ、お渡しになりましたか。</p>
■■■■ 証人	<p>地区の演説会、個人演説会が行われまして、9日の夜ですね。その終了後にですね。次なる会場に向かわなければいけないということで、皆川市長が、待ち受けていた車に足早に乗り込んだ時に、私が追いかけてお渡ししたというのが事実です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>もう一度確認させていただきます。今ほど9日というお話ありましたが、年月日をもう一度お願いいたします。</p>
■■■■ 証人	<p>えーっと、平成29年の10月9日ということになります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。それでは主尋問は以上でございます。続いて、委員尋問に移ります。</p> <p>五十嵐一彦委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>はい、ただいま、平成29年10月9日に渡したということであり</p>

	ました。渡した正確な時間というのは覚えていらっしゃいますか。
証人	地域での演説会が終わって、次なる会場に向かうという、鶴岡のですね、そういう時間帯でしたので、多分8時ぐらいだったのではないかと推測しています。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その日に渡したのは、なぜです。なぜその日だったのでしょうか。
証人	お会いする機会が、その日が一番、簡便で直接渡すことができると考えたからです。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	なぜ、皆川市長に100万円を渡したのでしょうか。その理由、お聞かせいただけますか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	事前に出版された本なんかも読ませていただきました。Uターンですか。家を改築したりという、一軒の家を背負っていながら、さらに市長選挙に挑戦される心意気を、私は少しでも支援してあげたいと考えたからでございます。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	100万円を現金で渡したとのことですが、なぜ振り込みではなくて、なぜ現金であったのか。お聞かせください。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、それが私の無知のなるところでして、以前にも別の選挙のときに、候補者に封筒に入れたわずかですけれども、支援金をお渡ししたことがありました。そんなことで振り込みによって渡すという方法を私は知りませんでした。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	ただいまの答弁の中で、以前にも寄附をしたことがあるということでしたが、そのときは領収書はいただきましたか、どうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	選挙区カーで街宣されている候補者に直接、わずかなものですが差し上げたものでしたので、いただいておりません。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	その10月9日に渡した100万円の現金は、いつどのように準備したのでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	選挙資金として差し上げるために用意したものではなくて、一つの事業者としてストックしてあったものです。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	手元にあったお金っていうことですが、それはどのような状態で手元にあったのか、もしよろしければ。その帯封がしてあったとか、袋

	に入れてあったとか、そういう。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、新券で帯封のしてあったものです。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員、よろしいですか。 ほかに委員尋問される方いらっしゃいませんか。 坂本委員
坂本昌栄委員	先ほどもおっしゃってたようですが、以前にも寄附をしたということでしたが、今回問題になってる寄附以外に、例えば福祉団体とかのほうに寄附したってのはあるということですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、複数回寄附はさせていただいております。
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。 この尋問、今回の100万円の受け渡しについてのご質問をお願いいたします。 坂本委員
坂本昌栄委員	すいません。はい、今あるということですが、ほかにも政治家に渡したことっていうのは何回かあるということですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	政治家という限定がつくと難しいんですけど、1月8日に亡くなられた高橋和雄県知事さんに若干の応援はしたことがあります。
佐藤博幸委員長	坂本委員
坂本昌栄委員	はい、じゃあそれ以後、皆川市長以後、そういう形で寄附をしたということは今のところはないと。
佐藤博幸委員長	証人
証人	いえ、寄附は必要と考えたときには行うことを旨としておりますので、なかったとは言えません。
佐藤博幸委員長	坂本委員にまた申し上げますが、今回の皆川市長との現金のやりとりについてのご質問をお願いします。 ほかにございますか。ないようでございます。 石井委員
石井清則委員	はい、先ほどの質問の中で、資金の準備は選挙資金としてではなくというようなご答弁ありました。寄附した目的として政治活動なのか、私的なものなのかという点も、その点を確認させてください。
佐藤博幸委員長	証人
証人	当然政治活動に役立てていただきたいという趣旨でございます。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかにございませんか。漏れはございませんか。 副委員長
菅井巖副委員長	今回の寄附100万円については、氏から何らかの政策要求的

	なものはその後行われたのでしょうか。
佐藤博幸委員長	あの、事実だけの確認をお願いしたいと思います。 証人
証人	今の質問に答えるんですか。政策要求という質問に答えるんですか。
佐藤博幸委員長	菅井委員、ただいまの質問はどうされますか。 (「次のやりとり」という菅井副委員長の声) 今のは取り消します。 じゃあ続いて副委員長お願いします。いいですか。ございませんか、漏れはございませんか、いいですか。じゃあ進めます。 次にまいります。100万円授受の状況について、伺います。私から主尋問を行います。あなたが100万円を、皆川治市長に渡したときの状況の説明をお願いいたします。 証人
証人	はい、先ほども申し上げましたけども、会場での演説を終えて次なる会場に向かう、車の中に、多分後部座席だったと記憶しておりますけども、乗り込んだ皆川市長の膝の上に現金の入った封筒を差し出して、これは私の気持ちだからと、頑張ってくださいというふうに渡したことを記憶しております。 その中には一筆箋にですね、請われれば一差し舞える人物というような、座右の銘が公になっておりましたので、その一文を添えて差し上げました。
佐藤博幸委員長	はい、以上でございませうか。それでは主尋問は以上でございませう。続いて委員尋問にまいります。 五十嵐一彦委員
五十嵐一彦委員	改めて確認いたしますが、その100万円はどのような状態で持って行ったのでしょうか。
石井清則委員	委員長、重複した質問です。
佐藤博幸委員長	あの五十嵐委員、先ほど。
五十嵐一彦委員	委員長。先ほどは自宅にストックしてあった現金について、どのような状態で保管してあったのかと質問をいたしました。今回は、実際に市長に渡そうとしたときの状態がどのような状態であったのかという質問をさせていただくと。
石井清則委員	委員長。そちらも重複です。
佐藤博幸委員長	重複ではないと思いますが、渡すときの状況ですから石井委員。
石井清則委員	委員長。新券で帯付きという答弁をいただいております。
佐藤博幸委員長	その状況を説明してくださいというお願いしておりますので。石井委員、私が指名してから発言をお願いしますね。

	はい、 証人 。その時の状況をご説明もう一度お願いします。
証人	先ほど申し上げたとおりです。
佐藤博幸委員長	五十嵐一彦委員
五十嵐一彦委員	改めて確認ですけど、封筒の封はしたままでございますか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	封はしていなかったんじゃないかと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	答弁の中で、車の後部座席にいた市長の膝の上に渡したということでした。選挙資金に活用してくださいという言葉かけたということですが、そのとき市長からは、何か言葉はありましたでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	急いでいたためかと思いますが、特別な言葉はありませんでした。
佐藤博幸委員長	はい、ほかに。
	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	市長に渡した現場を、ほかにどなたか見ていた方はいらっしゃいましたか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	多分誰もいなかったと思います。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	膝の上に渡したということでしたが、市長はその膝の上に置かれた100万円を、どこにしまったかというのは確認していますか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	ドアを閉めたら、車は走り去るわけですから、その後のことについて、私は全く関知しておりません。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	もう一つ確認ですけど、その封筒の中身が100万円であることは、市長にはその時伝えたのでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	いえ、私の気持ちだから、ということをやっただけで、100万円入ってますというようなことは、一切言ってません。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	再度確認ですけど、今答弁にあった以外のやりとりというのはなかったということですね。市長と支援者の間で、それ以上のやりとり、会話しているのはなかったということですか。
証人	そうですね。はい。なかったと記憶しております。
佐藤博幸委員長	よろしいですか。
	田中委員
田中宏委員	確認なのですけれども、今、その市長の膝の上に置かれたものは、

	封筒に入れた100万円だと思うんですけど、封筒ってどんな形の、先ほど多分封はしてなかったっておっしゃったと思うんですけど、形とか大きさとか分かりますでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	銀行で100万円降ろしたときに、入れてくれるような、そういう形の封筒ですね、分かりやすく言えば。
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。よろしいですか。じゃあ進めます。ただいまの項目では尋問漏れはございませんか。よろしいですか。進めます。次にまいります。100万円授受後の市長とのやりとりについて伺います。私から主尋問を行います。100万円を渡した後、当日に皆川治市長とは、何かやりとりがありましたか。証人
証人	夜の9時過ぎだと思いますけど、演説会が終わってからなのかなというふうに拝察はしておりますけど、電話がありました。一応、いただきましたと。
佐藤博幸委員長	それでは、私の主尋問は以上で終わります。 続いて委員尋問にまいります。 石塚委員
石塚慶委員	はい。今の委員長尋問に関連して、私からも数点、ちょっと細かくなりますが、質問させていただきます。まずは、今、21時過ぎということですね。電話があったということなんですが、その市長からの電話の内容を教えてくださいと思います。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい。突然いただいたお電話だったのですけども、受け取りましたということのお礼だろうというふうに私は理解してますけど。その言葉のほかに、どうしましょうかと。記載する方法と記載しなくてもいい方法があるんですけども、どちらにしましょうかという、問い合わせというか打診がありました。私は即座に、自由に使いたいことなんだろうと判断しまして、別に記載しなくてもいいですよという、返事をいたしました。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい、自由に使いたいと慮って記載しないでよいというふうに伝えたとのことなんですけども、報道や、これまでの全員協議会の中では、市長は、証人さんの電話も含め、収支報告書、今記載しない方法がある、記載する方法としない方法があるということだったんですけども、こういったやりとりは記憶にないということなんですけど、それについては、どのように受けとめてますでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、私の証言に間違いはありません。うちの家内にもそのように話してありましたので。

佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい、もう一点これも全員協議会の中で、さらにですね、記憶にないだけではなくて、記憶にないから言っていないということで、市長はかなり強く否定しておりますが、これについても、いかが受けとめていますでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	私は明確に記憶しております。そのように答えたことも、間違いありません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 石塚委員
石塚慶委員	はい、じゃあちょっと質問を変えまして、この100万円を渡した当日、平成29年10月9日ということだったんですが、市長以外の方と、この100万円について、何かやりとりをしたというようなことはありますでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、市政に変化を期待する方と、個人的にとっても親しい人がおりまして、その方も寄附をされている方でした。その方とは何度か話し合いを、寄附については、話し合いをしてまいりました。私もやってるんだよとかですね。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい。この当日、市長以外に親しい方、個人的に親しい方と、例えば今日100万円市長に渡したよというようなお話をしたというような認識でよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	そうですね、偶然、金額は一致していました。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	最後に、ちょっと前段でひよっとしたらお答えいただいていた可能性もあるんですが、ちょっと確認のため、もう一度お伺いしますが、この皆川市長に渡した100万円、これについて、その渡した後に、皆川市長側から、領収書は発行されていますでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	いただいておりません。
佐藤博幸委員長	はい、以上ですか。ほかの委員は。 佐藤委員
佐藤昌哉委員	確認をさせていただきます。先ほど、電話の市長とのやりとりで、記載する方法としない方法ということで、主語がちょっと抜けていたので、確認しますけれども、きちんとその記載する方法、記載しない方法、収支報告書に記載する方法と、その収支報告書っていうのは、明確におっしゃっていましたでしょうか。

■証人	いや、その言葉は聞いておりません。
佐藤博幸委員長	■証人、はい。すいません、もう1度お願いします。
■証人	その言葉は聞いておりません。ただ、記載する方法と、しなくてもいい方法があるんですけど、どうしましょうとかいう、判断を私に投げたということですね。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	そういうやりとりで、記載する方法としない方法というものの意味というものは、その時点で、■さんは、分かりましたか。
佐藤博幸委員長	■証人
■証人	はい。記載されれば、私の名前は当然、公になります。されなければ、まあ表には出ないということですので、私は公になることを特に希望もしてはおりませんし、市長自身が、喜んでくれる方法であれば、それでよしと考えてました。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかの委員、ございますか。いいですか。 石井委員
石井清則委員	すいません、重複すると悪いので。ここだけかな。私が独自に調査して入手した情報になりますけども、お礼の電話があつて、今の答弁にもありました。その中で、この件で、手紙を■さん出しているかと思えます。で、その手紙の中にお礼の電話があり、政治献金として後援会に入れるのか、個人へのものとしていいのか問われたので、私の名前も出ないように、個人で自由に使ってくれてもいいという返事をしたというふうに私は聞いているんですけども、先ほどの答弁でいきますと、その中では記載する方法、しない方法ということは一切出てこないんですけども、どちらがどうなってるのか、具体的に教えていただいてよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	■証人
■証人	電話での会話では、記載する方法としなくてもいい方法があるんですけど、どうしましょうかという投げかけでした。
佐藤博幸委員長	ということですが、いいですか。 石井委員
石井清則委員	この件、後日、手紙を出されてますよね、ある方に。
佐藤博幸委員長	■証人
■証人	手紙というのは。複数回出しているものですから、ある方にと言われても、ちょっと、この場ですぐに、思い出すことはできません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 石井委員
石井清則委員	では、本人からの確認も済んでおりますので、具体的に申し上げさせていただきます。2020年、令和2年ですね、6月22日、■さんへお手紙出してるかと思えます。その中で、■

	<p>と、出されているかと思えます。ま、それ確認したところ、記載してもいいとか記載しなくていいとかという文言は、一切その手紙の中に出てこないんですけども、どのようなお話だったのか、もう一度お聞かせしていただいでよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	証人
証人	それは表現の仕方の違いであって、内容、主旨については、一貫しております。自由に、政治活動の範囲ですけども、役立てていただきたいという主旨です。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 石井委員
石井清則委員	では、もう一度確認させていただきます。では、先ほどの答弁にあったとおり、記載する方法と記載しない方法でよいというようなことを言われたということで、まあ、それは手紙には書いてないわけですし、違う表現、表現の違いという言い方をしています。それ事実としてはどっちなのでしょう。
佐藤博幸委員長	証人
証人	最初に申し上げたことが正確だと思います。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。 ほかに、石井委員。もう、このことについてはもう何度かお聞きになってるようですが、別の質問になりますか。
石井清則委員	別の質問です。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	では、この手紙に書かれた、政治献金として後援会に入れるのか、個人へのものとしていいのかが問われた、というのはどのように聞かれたんですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	記載する方法というのは政治献金として、政治資金として計上しなければいけないことですし、記載しなくてもいい方法っていうのは、自由に使って、役立てていただければそれで結構だという主旨で述べてるだけです。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	今の答弁ですと、記載する方法イコール政治献金としてというふうには、手紙では表現したとなっておりますが、じゃあ、市長がお話しされたのは、記載する方法、しない方法という表現の言葉であって、手紙には、そのようには書いてありません。政治献金として後援会に入れるのか、個人へのものかというような書き方がされております。こ

	のように表現変わった理由、教えていただいてもよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	いや、一人の人間がやることです。別の表現でお手紙書くことだってあり得るわけですし、間違いではございません。
佐藤博幸委員長	はい、この質問よろしいですか。 草島委員
草島進一委員	はい。私からも確認させていただきます。先ほど自由に使いたいものだ判断しまして、記載しなくてもいいですよと、返事をしたということでありました。今の質疑にもありましたけれども、これは思いとしては、明確に政治資金、選挙資金として、お渡しになったのか、それとも生活費の援助としても使っているよというふうに、な思いで渡したのか、そのあたりを再確認させていただきます。
佐藤博幸委員長	証人
証人	選挙活動には大変なお金がかかるということは、常識的に承知しておりますので、少しでもその一助にさせていただければという願いは誰しも同じだろうと思います。飲み食いに使ってくださいなんていう、バカな話はありませんので。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかにございませんか。 副委員長
菅井巖副委員長	先ほど聞こうとしたことをお伺いします。今回の100万円の授受の後、市長とのやりとりの中で、寄附、今回の100万円に対しての、ご自身の何らかの考え、政策的な要求それらが、あったのか、その辺をお聞きしたい。
佐藤博幸委員長	証人
証人	対話で鶴岡を元気にというスローガンが、余りにもまぶしく感じました。それまで、私たち市民の意見を聞くという姿勢は、鶴岡市政には欠けているように思っていました。というわけで、大きく変わって欲しいなという願いが込められていた100万円でした。
佐藤博幸委員長	副委員長
菅井巖副委員長	はい。今おっしゃられたことそのものを、市長に対しておっしゃったということでしょうか。皆川氏におっしゃったってことですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	特別、直接にそのような話をしたという記憶はございません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 坂本委員
坂本昌栄委員	はい、すいません。先ほど寄附をしたときに、誰かに話をしましたかっていうことで、同じ献金をした方にしたという話でしたが、それはいつ誰に話したかっていうことは話せますか。その意図は、どんな意図だったのか、話した内容と、意図がどういうことで、そのことを

	<p>伝えたのか教えてください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>坂本委員に申し上げます。再度申し上げます。今回の皆川市長と 証人との、お金のやり取りについての尋問をお願いします。よろしいですか。それ以外の方とか、いつだとか、どなたとか、いうことでなくて、お願いします。よろしいですか。</p> <p>坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>すいません。でも、今の100万円のことを誰かに話したという先ほどの答弁があったので、いつ誰に話して、その意図はどういう意図だったのかということ、伺いたいです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>今回の。何度も申し上げますが、今回は証人と皆川市長とのお金の授受についての証人尋問でございますので、それ以外の方の尋問はお控えください。よろしいですか。</p> <p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい。証拠として提出されております、2021年、令和3年8月28日の手紙は誰にも口外しませんので、という記載がございます。それ以前に伝えて、誰かに別の方に伝えていたということによろしかったですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>伝えていたのはですね、私と志を同じくし、支援している方です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>伝えていたということで、頷いているのでそうだと思います。</p> <p>もう一点確認したかったですけど、先ほど私質問しました、記載する方法、しない方法、また、私がお話している政治資金として後援会に入れるのか、個人のものとしていいのか、というので、どちらなのかという話を、先ほど質問何回かさせていただいたんですけども。この記載する方法、記載しない方法がある、といったものに関しては、支援者の、本人の記憶に基づくもので、何らかの証拠となるものというのがありますでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>確かに私の記憶であり、証拠となるレコーダーで録っているわけではございません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかにございますか。</p> <p>草島委員</p>
草島進一委員	<p>はい、100万円授受後の市長とのやり取りとして、この3年間以上、いろいろあったわけだと思いますけれども、お渡しなってから市長とは、手紙や口頭などで、何回ぐらい接触されたのか。また、市長や、市長に対して、市政に対してですね、提言だとか、提案ですとか、そういったことをなされたことはございますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>

	<p>月9日のことを聞く時間でないんですかね。ほかに返したとか渡されたとかっていう、後の問題とか8月28日、去年のね、その問題とかを聞く時間もあるので、まず今はちょっと。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。草島委員、じゃそれを念頭に尋問をお願いします。ほかにいいですか。ないようです。</p> <p>それでは、尋問事項1番の全体を通して漏れはございませんか。よろしいですか。ないものと判断して進めます。</p> <p>続きまして、皆川治市長に渡した100万円の鶴岡市長選挙運動費用収支報告書への不記載について、理由についてお伺いします。あなたは、皆川治市長に渡した100万円が収支報告書に不記載になっていることを知っていましたか。</p> <p>■証人</p>
■証人	<p>去年の8月だったと思いますけど、ある方から、その旨を知らされました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですか。続きます。収支報告書に不記載となっていることを知ったのはいつですか。今ほどお話ありました去年の8月ということで、よろしいですか。</p>
■証人	<p>はい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>よろしいですか。</p>
■証人	<p>はい、そのとおりです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>続きます。収支報告書に不記載となっている理由を知っていますか。</p> <p>■証人</p>
■証人	<p>はい、皆川市長さんの個人的な都合とか計らいで、判断でなされているものだと思いますので、特別に考えたことはありません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>続きます。収支報告書に不記載となっている理由を皆川市長から聞いたことはありますか。</p>
■証人	<p>ありません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上で私の主尋問を終わります。</p> <p>続きまして委員尋問にまいります。</p> <p>石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>はい、それでは今の委員長尋問に沿いまして、詳しくこの不記載をどのように知ったのかという部分について質問させていただきます。</p> <p>先ほど去年8月頃知ったということだったんですが、これ日にち、具体的な日にちはご記憶ありますでしょうか。</p> <p>(「記憶にありません」という声あり)</p>
佐藤博幸委員長	<p>■証人、トークボタンを押してから。</p> <p>■証人</p>
■証人	<p>はい、日にちについての記憶はございません。日記にも書いてありませんでした。</p>

佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。いいですか。 石塚委員
石塚慶委員	はい、日にちは曖昧ということなんですが、8月は1日から31までありまして幅広いんですけども、ちょっとこの後とも関連するんですが、この後8月28日だと思うんですが、100万円がまた戻ってくるようなことがあるんですが、それよりも前か後ろかご記憶ありませんでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、前に間違いありません。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい、えーつとですね、先ほどのこれも確認なんですけども、ある方からこの不記載の状況を知らされたということなんですが、ちょっと質問量多くなるかもしれませんが、誰に聞いたのか、どのような形で聞いたのか、これもし答えられればお願いいたします。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、その方は市役所に尋ねて、報告書のコピーを手に入れたということで確認ができたわけですし、そこに私の名前がないということをお教えくれたために、まあ承知するという経過になりました。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい、その方は要は情報公開請求して報告書を手に入れた方であるということだと思うんですが、その公開請求自体を確認してご覧になったんでしょうか。それとも電話なんかで聞いた形なんんでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人、もう一度お願いします。
証人	まあ、コピーを見せてもらいました。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	もう一点ですね、これも議会の全員協議会等で市長は、マスコミが当時の選挙が、まだ選挙期間中ではないんで後援会の事務所という形だと思うんですが、マスコミがその事務所に来て不記載の事実確認をしたと発言をしておるんですけども、これについてそのマスコミの方と証人とその8月の終わり頃、何か接触っていうのはあったものでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	マスコミと接触して情報を漏らしたというようなことは一切ありません。
佐藤博幸委員長	石塚委員
石塚慶委員	はい、もし答えられれば構わないんですけども、そのある方知り合いという方は、どういう方といますかどのようなご関係の方でしょうか。
佐藤博幸委員長	証人

証人	川柳とか俳句とか、趣味の会でご一緒している友人の一人です。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい、ほかの委員ございませんか。 坂本委員
坂本昌栄委員	はい、すいません。では先ほどその市役所から報告書のコピーをいただいた方っていうのは、100万円寄附したことを事前に証人さんが知らせていた方ということでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	私は直接その事実を知らせたかどうかは、ちょっと覚えておりませんが、私と先ほど申し上げたように強力に支援している方、同じ金額の支援をされた方、その方を通して耳にされたんじゃないかなと私は思うんですけども。確かではございません。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。ないようです。 副委員長
菅井巖副委員長	氏の新聞報道で、他県での収支報告書の記載漏れに関する類似事案の報道に触れ、自身の寄附も収支報告書に記載されなければならないと認識した、とされております。今認識したのは8月だと。ただ報道では令和3年7月頃に皆川氏に電話し、報告書の訂正を求めたとしておりますが、これは事実でしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	私が報告書の訂正を求めたという事実はありません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 尾形委員
尾形昌彦委員	はい、先ほど誰から聞いたのかというお話の中で市民の会の友人の1人ということでした。まあ事実関係これから確認できるのかどうかあれですけども、差し支えなければその方のお名前を教えてください。
佐藤博幸委員長	証人
証人	ご本人も了解されてることですので。「証人」さんという方です。
佐藤博幸委員長	よろしいですか。はい、ほかにございませんか。 それでは尋問事項2の(1)についての尋問漏れはございませんね。進めます。2番にまいります。選挙運動費用収支報告書への不記載を皆川治市長へ適正処理を促した事実関係について伺います。 私から主尋問を行います。 あなたは皆川治市長に収支報告書への記載を適正に処理するように促した事実がありますか。 証人
証人	そのような事実はなかったと思います。
佐藤博幸委員長	はい、主尋問は以上でございます。

	<p>続いて委員尋問にまいります。委員の方ございませんか。</p> <p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほどの質問の中で出ました、促したことがないということですが、令和3年12月22日の山形新聞さん、7月頃電話で報告書の訂正を求めたという報道がされております。</p> <p>また、令和3年12月23日の荘内日報さん、夏頃報告書の訂正を求め、当日これは寄附を渡した日になると思いますが、再度報告書訂正するべきというような記事が載っております。ただこれは、この記事は間違いだということではよろしかったですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>はい、私の記憶とは一致しておりません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>今の答弁と質問と答弁のやりとりですけども、7月頃と、令和3年の7月夏頃と、今質問されたのは8月という2つ聞いておりましたので、8月はこの次に、8月28日の時は、当然これからお聞きしますけども。その部分はあったというふうに新聞報道でも言われてますけども、7月の部分だけはどうだったっていうところで確認したいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、じゃあもう一度、証人。7月のことについてお伺いします。</p>
証人	<p>私の記憶の中にはそういう事実はありません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ほかにございますか。ないようです。進めます。よろしいですね。</p> <p>それでは、尋問事項の2(2)の尋問漏れはございませんね。それでは、尋問事項2、全体を通して、尋問漏れはございませんか。確認です。いいですね。進めます。</p> <p>尋問事項3番に移ります。令和3年8月28日に皆川治市長が支援者に100万円を渡したことについて、その事実関係と理由について伺います。</p> <p>私から主尋問を行います。あなたが皆川治市長から100万円を渡されたことは事実ですか。</p>
証人	<p>間違いのない事実です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>それはいつ渡されたのでしょうか。</p>
証人	<p>28日の早朝7時ぐらいだったかと記憶しております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>続けます。令和3年8月28日の早朝、皆川治市長は、100万円を渡すときに、理由を何か言いましたか。</p>
証人	<p>大事そうに両手で持った封筒をですね、これを受け取って欲しいんですけど、というふうに言われました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ちょっと、遡ってしまいますが、どこで、先ほど日付はお伺いしました。その場所は、どこでしたか。</p>

証人	若干、状況を話したほうが分かりやすいんじゃないかなと思いますので、お話をさせてください。
佐藤博幸委員長	はい。あ、すみません、後ほどですね、次の尋問事項で、状況について伺いすることにしておりますので。
証人	分かりました。
佐藤博幸委員長	場所だけ伺います。
証人	私の自宅の裏玄関です。
佐藤博幸委員長	裏玄関。はい。 以上で主尋問を終わります。 続いて委員尋問まいります。 佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	私からいくつか尋問させていただきます。8月28日の早朝、7時頃とおっしゃっておりましたけれども、通常ですと、訪問するには、早い時間帯だというふうに思いますけれども、事前にこの訪問について、誰かから連絡はございましたか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	全くございませんでした。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	なぜ、そのような早朝に訪問されたのかということでの理由は知っていますか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	分かりません。
佐藤博幸委員長	はい。ほかに。ほかの委員はございますか。よろしいですか。はい。それでは進めます。 それでは、確認です。尋問事項3の(1)の尋問漏れはございませんね。はい。進めます。 2番にまいります。皆川治市長から100万円を渡された際の状況について伺います。主尋問を行います。あなたのご自宅に100万円を渡すために、どなたが来られましたか。 はい。証人
証人	裏玄関のチャイムが鳴ったものですから、家内が、玄関ドアを開けましたところ、元県会議員をされた方の姿が見えましてですね。1本の指を立てて、1分でいいから旦那さんと合わせてくれというお願いだったそうです。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。それではまいります。 あなたに皆川治市長が100万円を渡す際の状況を説明してください。
証人	私が呼ばれて、裏の玄関ドアを40センチぐらい開けました。そうしたところに、まん前に皆川市長が立っておりました。先ほど申し上

	<p>げましたように、紙の袋を大事そうに手にされていて、これを受け取って欲しいんですけど、と言われました。私、咄嗟のことで、中身は何なのか。全く分かっておりませんし、多分、そういう形でお持ちになるってことは、現金かなと思いはしましたけど、いや、私は1度あげたものですから、受け取るつもりはありませんというふうに、断りました。そうしたところ皆川市長は、いや、困るんですと。なかったことにしてくださいと。いう言葉を残して、40センチぐらい開いたドアの、玄関ドアをくぐるようにして、私の家の玄関に入って、上がり框にその紙の封筒を置かれて、それで帰って行かれました。</p> <p>その前に私は一言。記載しなかったことが、一つの過ちということですので、過ちは誰にでもあるのだから、それは過ちとして認めたらどうですか。そういう方法で、認めてお詫びするという姿勢のほうがいいんじゃないでしょうかと。私としては、そう私も同意した経緯がありますのでね。しなくてもいいよっていうふうに同意した経緯がありますので、そのようにアドバイスをしました。でも、彼はそのまま帰って行かれたのです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、それでは主尋問は以上で終わります。</p> <p>続きまして委員尋問にまいります。</p> <p>佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>ただいまのご説明で、渡された際の状況については、おおむねイメージできましたけれども、確認させていただきます。元県議と皆川市長と伴われて来たということなのですからけれども、元県議とは、あなたとどういうご関係にありますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人。スイッチをお願いします。</p>
証人	<p>今までの選挙なんかでも、応援したり、してきた仲でございます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>元県議が市長に同行したという理由について、なぜ同行することになったのか、知っていますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>これについては、私の推測でしかありませんけれども、それだけ全面的に信頼し、その証人という形で、人間関係が築かれてきたのだろうなど。そう推測しております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>その後、裏玄関のチャイムで呼び出されて、最初に奥さんが出られて、先ほど言いますと、40センチのドアを開けて、指一本ということ、元県議が差し出して1分だけ、旦那さんにお話があるということだったようですけれども、その後に、その奥さんが、証人に、</p>

	お客さんですよとか、その辺を伝えて、出たときに、当然、 ■■■■ さんは玄関にいたと思うんですけども、出たときに皆川市長と元県議のその位置はどういう状態だったんであったんですか。
佐藤博幸委員長	はい、スイッチをお願いします。 ■■■■ 証人
■■■■ 証人	細かく申し上げますと、家内が出たときは、本当僅かな隙、誰が来てるか全く分からないわけですから。僅かな隙で、覗き見るように、開けたところが、旦那さんと1分でいいから、話をさせてくれという、伝言だったわけですね。で、私としては、その方のことも分かっていますので、ドアを広く、40センチくらいガバーと開けて、見たところが、目の前に立っている方が、皆川市長さんでした。あと、その付き添いの方ってのはもう、ドアの裏になっていますので、全く見ることはなかったです。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	奥さんから ■■■■ さんに代わられてからは、もう、元県議の姿をそこになかったということでもよろしかったですね。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	最初に訪れて、じゃご挨拶をしたのは、奥様ということで、そのあと ■■■■ さんが出られて、最初の用件というものが明確に、分かれば教えてもらいたいんですけど。用件を。どのように伝えたかということをお聞きします。
佐藤博幸委員長	■■■■ 証人
■■■■ 証人	家内がですか。ドアを大きく開いた時に、目の前に立っていたのが皆川市長さんでしたというお話しました。大事そうに持った紙の封筒を、これを受けとって欲しいんですけど、それが主なる用件です。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 佐藤委員
佐藤昌哉委員	先ほど確か受け取ってくださいと言われたと市長からというふうに聞きましたけれども、受け取ってくださいというと、最初何だかわからなかったと、先ほど答弁ありましたけれども、その後あなたは、受け取れませんとか、さっきもおっしゃったようなんですけれども、その理由は、受け取れない理由としたのはなぜですか。
佐藤博幸委員長	■■■■ 証人
■■■■ 証人	一般的に申し上げて、熱意のこもった100万円という金額を差し上げているわけなんですけども。じゃあ受け取ってくださいと言われて、はいそうですかというふうに受け取ることはできないんじゃないでしょうかね。私はそう判断しました。突然のことですてね。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	そのあなたの、受け取れませんということに対して、皆川市長は先

	<p>ほど申ししていたように、困るんです。なかったことにしてくださいと、いうふうに言っていたという、さっきおっしゃっていましたが、なぜそういうふうに言ったのか、理由は分かりますか。または、おっしゃっていましたが。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>私なりの解釈ですけれども、やはり記載してこなかったということの、事の重大性ですかね。それを認識された上での行動だったんじゃないかなど、いうふうに感じました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>で、その後に、受け取れないそういう問答があつて、それにも関わらず、さっき玄関のなんか、上がり框のところに置いていったところですけど、そのタイミング的にはどういう状況だったんですか、受け取れない、受け取れ、もっところやりとりがなくて、それだけであと、置いて帰ったという状況なのか、その辺のタイミングですね、置いていったタイミングがどういう状況だったのか、お聞きします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>私が提案した、まあ詫びて、一応否を認めるという方法について、全く受け入れられないと、自分はそう判断されたために、強硬に私の家の玄関に入って、置いて行かれたんだと、いうふうに感じています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>あと、上がり框に100万円を置いていった後、その後は、何も言わずに、出ていったということによろしかったのでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>私の記憶ではそうだったと思います。それで、私としては、さらなる未練がありましたので、手紙にして、こうこうこういう形で、認めたほうがよろしいんじゃないですかということをお書き、したためてお届けしたということでもあります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、証人に申し上げます。ただいま後段の部分について、私、後ほどまたお伺いしますので、お願いいたします。</p> <p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>さん宅を2人が訪れて帰るまで、大体およそ時間的にはどのくらいの時間要したんですかね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>多分、3分から5分ぐらいのものだったんじゃないかと思います。極めて短い印象があります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>市長が上がり框に置いて行った時に、その紙袋ついていますか、封筒ついていますか、それはその日に確認されましたか。</p>

佐藤博幸委員長	証人
証人	はい。封がされてありましたので、中身を確認する必要は当然あると判断し、直ちに開封して確認をいたしました。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	当日、その日ということですか。 (「ない」という者あり。)
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	その紙袋の中に、渡したときは帯封があったということでしたけれども、その確認した100万円というのは、その紙袋にどのような状態で封筒に入っていたのかということです。
佐藤博幸委員長	証人
証人	新聞紙上にも写真が掲載されていたように、左右前後裏表、もう、言えば乱雑な形で、くたびれた形の、1万円札がたくさん、100枚入っておりました。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	そうすると、その100万円は、額面的には同じということで確認されたということですがけれども、渡した100万円と明らかに違うということは、分かったということなんですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	どう違ったって具体的に分かりますか。その形が帯封を解いただけでなくて、全然そんなものではなかったことなのかどうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	私は差し上げたのは新券で帯封です。戻ってきたのが、かなり使い古されたものが乱雑に、ただ、100枚入っていただけのものでした。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	その100万円の違いに、こう渡す時に何か違い、違う理由というか、ただ、何か付け加えて言いましたか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	それについての言葉はありませんでした。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。以上ですか。 ほかの委員ございますか。 田中委員
田中宏委員	先ほど、現金の写真の話も出てたと思うんですけども、2021年12月22日の山形新聞に写真が載ってるんですけども、この記述によると、その8月下旬、皆川氏が玄関に置いて行ったという封筒は開封せず、素手で触れることなく保管してきて、この12月20日に、どうやら取材があったようなんですけども、その時に、封筒の頭をは

	さみで切ったバラバラと出てきたという、すごくリアリティあるような記述があるんですが、これは間違いということでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	何かの間違いだろうと思います。何しろ返されたら、中身を見るのは当然の話ですから。それは開封してみました。その後の取り扱いについては、直接、触れないようにということで、手袋をした上で、移動させたということです。
佐藤博幸委員長	田中委員
田中宏委員	<p>今のは、言ってみれば、新聞報道とかの妥当性というか正当性が問われるような感じのことだったと思います。</p> <p>それからもう一つなんですけども、先ほどの市長とのやりとりのところ。上がり框に置いたというところで、そのなかったことにして欲しいというご発言は、多分、皆川氏からの発言だということだと思っんですけども、その後の、証人の感想の部分と、あと、実際、皆川氏の発言のところがちょっと先ほど、切り分けてなかったもんですから、どこまでが、その市長が発言したことで、なかったことにして欲しいは、どうやら市長からのご発言かなと思いました。その後の、おっしゃったことの中で、その発言として、実際にあったことはどこら辺でしょうか。その訂正して謝罪すべきだとおっしゃったのは自分のおっしゃったことだと理解しています。その市長からの発言として具体的にあった発言は、そのなかったことに、受け取って欲しいと、なかったことにして欲しいのほかに何かありましたでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	証人
証人	それ以外については、あまり覚えておりません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかにございませんか。いいですか。
	石井委員
石井清則委員	はい、先ほどの質問、いろいろあった中で、最初は、中身が分かっていない状況だったと。でも、状況から判断して、現金だと思ったと。一度あげたものだから受け取れないというふうなやりとりがあったと思っんですけれども、この何となく、渡した100万円が返ってきたというのは、その時点で、すぐ分かったということによかったですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	わざわざ返却しに来られたのですから、それは、多分そうだろうなと。確認する前ですから、確信はなかったですけど、多分そのものをお返し上がったんだろうなということは推測できました。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	では、整理すると、返金を持ってきた。それは受け取れないよと拒否をしたと。そしたら置いていったということによかったですか。

佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	その後、その100万、今どうなっているかってお答えできれば。
佐藤博幸委員長	はい。この後のことについて、後ほど、また項目別になります。よろしいですか。後ほど、お願いします。 佐藤委員
佐藤昌哉委員	委員長にちょっと提案ですけれども、委員会に提出されました支援者の日記・メモの写しがあるわけですけれども、この内容について、少し尋問したいと思います。証人に対しては尋問終了まで、その当該記録の写しの閲覧を認めていただければというふうに思います。
佐藤博幸委員長	尋問項目2番に関することですか。今後、これから3番に。
佐藤昌哉委員	(2)に関することです。今の部分で。
佐藤博幸委員長	分かりました。 それでは、皆さんにお聞きします。諮ります。 ただいま、佐藤委員から申し出のありました関係する記録を、提出されておりますが、改めて、今、委員の皆様には配付して欲しいということでしたが、配付してよろしいですか。
佐藤昌哉委員	証人。証人に閲覧。
佐藤博幸委員長	ごめんなさい。はい。証人に伺います。その記録について、今。(何事か言う者あり)
佐藤昌哉委員	閲覧をお願いしたいということであります。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。失礼しました。はい。その記録に基づいて、証人からご証言いただきたいという旨でしたので、配付してよろしいですか、皆さん。 (「異議なし」の声あり) それじゃ、そのようにいたします。事務局、配付をお願いします。 (証人に資料配付) はい。よろしいですか。続けます。 佐藤委員
佐藤昌哉委員	お手元の日記・メモの写しがありますけれども、あなたが提出された、この日記・メモというのはどういうもの。どういう、その位置付けといたしますか、どういう理由で、こういう日記・メモを付けて、含めて、あなたにとってどういうものなのか、まず、お尋ねしたいと思います。

佐藤博幸委員長 証人	証人 なにしろ記憶というのは曖昧なものでして、日記を付けることの重要性っていいですか、私は10年日記というのを付けているんですけども、大変助かることが多いです。殊にこのようなことがありますと、あやふやな記憶で申し述べることも、相手方があってのことですので、正確を期するということはとても大事な役割をしてくれていると思います。
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	佐藤委員 分かりました。お手元の2021年8月28日付け、日記・メモの内容についてお聞きします。これによりますと、令和3年8月28日、土曜日の7時半ということで、時刻が記載されておりますけれども、元県議に伴われ、そのまま読みます。元県議に伴われ、皆川市長が強引に100万円の袋を返したとの記載があります。その上で、元県議、皆川市長と来訪。両手に持った紙袋を受け取ってもらいたいとのこと。受け取るつもりはないと言えば、困るんです。なかったことにしてくださいと話し、強引に押し入って、玄関上がり框に置いて帰った、と記されています。 これは事実ですか。先ほど来、お聞きしてますとおり。
佐藤博幸委員長 証人	証人 はい。事実です。
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	佐藤委員 ここで、皆川市長が困るんです、なかったことにしてください。先ほどありましたけれども、と話したとされますが、その時もさっきも吐露されていましてけれども、改めて、このメモを読んでいただいて、その当時、どう受け止めましたか。
佐藤博幸委員長 証人	証人 まあご本人のことは推測しかできませんけども、何か、このような時間帯に突然訪ねてきて、このような行動を起こすということは、何か自分にとっては大変な罪の意識のようなものをお持ちなってるんじゃないかなと感じました。
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	佐藤委員 以上です。
佐藤博幸委員長	以上ですか。ほかの委員ございますか。よろしいですか。 田中委員
田中宏委員	先ほど10年日記をつけておられるということですけども、それであの7時半に、氏に伴われた皆川市長が強引に100万円の袋を云々というところは、その日記部分に書いてあるようなのですけども、我々が拝見している資料によれば、そのメモのような別紙で、その後の2時半8時などのこう記述があつたとあります。

	これはどんなタイミングで付け足されたメモでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、スイッチお願いします。 ■証人
■証人	10年日記となりますと、もうスペースはごくわずかでして、書くことはもう限られています。ということで事の正確さ、重大さ、それはフォローするものではなくてはならないと私は考えて、このようなメモに書きとめて挟んでおくということをしております。
佐藤博幸委員長	田中委員
田中宏委員	それは、その日のうちにやる習慣があるという感じでしょうか。
■証人	もちろんそうです。
佐藤博幸委員長	■証人 はい、もう一度お願いします。
■証人	もちろんそのようです。
佐藤博幸委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。いいですか。進めます。それでは確認です。尋問番号3の(2)の尋問漏れはございませんか。ないようです。進めます。 3番にまいります。100万円授受後の皆川治市長とのやりとりについて伺います。 最初に私から主尋問を行います。令和3年8月28日の早朝に皆川治市長が、玄関の上がり框に100万円を置いていった後に、その日、その後ですね、置いていった後、その日、皆川治市長とは何かやりとりはありましたか。 ■証人
■証人	はい、申し上げたいこと、それも伝えることはできないで後にしていかれたわけですので、やはり急いで私の言いたいこと、趣旨を伝える必要があるなど考えまして、簡単な文書に収めた上で封筒に入れ、森片のご自宅にお伺いしました。お留守のようでどなたも出てこられませんでしたので、郵便受けに、ポストに投函した形で帰ってまいりました。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。以上ですか。それでは続けます。その日、手紙を届けた。置いてきましたね、実際にはね。ポストに投函をして置いてきた、その後に皆川治市長との何かやりとりはありましたか。 ■証人
■証人	はい、帰宅されて私の手紙を読まれたんだと思います。一応電話をいただきました、夜ですね。 まあ私は同じことを、趣旨のことを認めたほうがいいんじゃないですかということ、また文書にて書き連ねただけの話でして、全く別の話をしてるわけではありませんので。彼としても一旦決めたことは変えられないということだったんだと思いますけど。理解してもら

	ことはできませんでしたという。以上です。
佐藤博幸委員長	続けます。その日ですね、8月28日の翌日以降、皆川治市長とこの件についてやりとりはありましたか。
証人	全くありません。
佐藤博幸委員長	続けます。皆川治市長が置いていった100万円は現在どこにありますか。
証人	証人
証人	はい、私のまあ事務室の中に大切に保管させていただいております。
佐藤博幸委員長	はい、それでは続けます。その事務室に保管してある状態はどのような状態で今保管されてますか。
証人	受け取ったままの状態です。
佐藤博幸委員長	はい。いいですね。じゃあ主尋問は以上で終わります。続けて委員尋問まいります。
	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、尋問に入る前に委員会に提出されました令和3年8月28日に、市長が支援者が受け取った手紙の内容に関する尋問を行う予定でありますので、証人に対しまして、証人尋問の終了まで当該記録の写しの閲覧をお認めいただくようお願いいたします。
佐藤博幸委員長	はい、それではただいま、尾形委員のほうからこれから行う尋問の内容について証人に対しまして書かれた記録をお渡ししてよいかと、してほしいという旨でございました。これにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
	はい、異議なしと認めます。はい、それではお渡ししてください。
	(証人に資料配付)
	よろしいですか。はい、それでは委員尋問を続けます。
	尾形委員
尾形昌彦委員	手紙を届けた件について伺います。記録提出された日記・メモに基づいても質問させていただきます。日記・メモによれば、8月28日の2時半、これ午後の2時半だと思いますけれども、記載は、記載しなくてもよいとのことで私は同意したが、間違いは誰にでもあるのだから、経緯を正直に話すほうがいいとの手紙を森片のポストに、とありますが市長宅に手紙を置きに行ったときの状況、先ほどご説明をいただきましたが、それについて付け加えて、状況について説明していただける部分ありますか。
	それとも先ほどのお届けをしたけれども、留守で出てこなかったの

	でポストに投函したということによろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、皆川市長の自宅に届けた手紙の内容、今お手元にもあるかと思いますが、どのような趣旨の手紙だったのか、ご本人からちよつとご説明をいただきたいというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 証人
証人	はい、私の無知も手伝っていることですが、やはり、判断を誤ったということがですね、明確なわけですから、それはそれとして、私の誤りでしたという見解を述べられたほうが、事はスムーズに運ぶでしょうし、市民の理解も得やすいんじゃないですかというふうに考えた上での手紙だと理解していただきたいと思います。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、そうすると、賢明な対応策を求めてというような表題で始まっております。今のお話にありましたとおり、誤りを市民に明らかに説明をするようにというのが、この手紙で皆川市長に求めたかったことということですか。
証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	証人。はい、もう一度お願いします。
証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	はい、ありがとうございます。 尾形委員
尾形昌彦委員	はい、その日の夜の電話の件について、お伺いします。提出された日記・メモに、8月28日8時、これも午後8時ということだと思いますが、市長からのTEL、私はあなたの立場が悪くならないよう考えた上で、堂々と真実を訴えようと説得しても理解してもらえず、もらってはいけないお金だったと繰り返すばかりで、なぜか分かるとうしないとの記載があります。 8月28日の夜、皆川市長から掛かってきた電話の内容について、記憶ある範囲で結構ですので、ご説明をお願いします。
佐藤博幸委員長	証人
証人	そのときの内容というのは、ここに書かれてるものの、まあ一致した内容でして、特別これから、これ以外の話をしているわけでもありませんので。この中のこととお含みいただければありがたいと思います。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、ちなみにこの電話、どのぐらいの長さだったかというご記憶

	はありますか。
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	はい、彼の立場、主張は分かっていますので、別に極めて短い時間でのやり取りだったと記憶しております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、それではですね。これ、タイミングが令和3年の8月28日ということで、選挙の直前だったわけですがけれども、令和3年の市長選挙の前に、今のようなやり取りが行われたわけですがけれども、公表されるという希望は叶わなかったというふうに理解しますけれども、その市長選挙の前に、この件について、■■■■さんが公表するというのを考えたことがなかったかどうか、お聞きします。
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	正直言いますと、そのことについて、何か批判的な文書が作られておりました。それも私見せてもらったんですけど、私としては、鶴岡の市長選挙は公明正大な展開をもって終わってほしいと、正々堂々と主張を述べながら戦われるべきであって、そのデマというわけではありませんけど、ネガティブなキャンペーンで鶴岡市の選挙、イメージ、そういうものを汚されるのは、私は本懐ではないということで、その文書はシュレッダーにかけてくださいというふうにお願ひしたことで一切表に出なかったと思います。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、そうすると、■■■■さんご本人ではなく、周りの方が公表したらどうかという働き掛けもあって、文書も作成をしたということで、働き掛けはあったけれども、■■■■さんの趣旨には沿わなかったの、それはしなかったということによろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	はい、全くそのとおりです。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。それでは、令和3年の12月に、この件が様々な新聞報道で取り上げられたわけですがけれども、その不記載に関する報道を■■■■さんとしてどのように受け止めたのかということをお聞きをしたいと思ひます。
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	はい。全国を見ますと、同じ政治献金の不記載について、あるいは領収書の未発行について、2件の例がありまして、それぞれ大変な責任を問われ、大阪府の議員は辞職している方もいましたし、事の大きさというのを、私は初めて知りました。以上です。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、それでは、あなたが皆川市長に渡した100万円について、

	皆川市長が結果として令和3年12月23日に、収支報告書を訂正して寄附金として記載しました。このことについて、皆川市長からあなたに説明はありましたか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	説明をいただいたことはありませんでした。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、説明はなかったということでございます。 改めて現時点で、手元に残された100万円について、証人さんとしてはどのように受け止めているかお聞きします。
佐藤博幸委員長	証人
証人	選挙の前にはですね、もらってはいけないお金だったんだという主張をされていましたが、当選された後には、返していただけるならいただいてもいいというような発言も知りまして、これは困ったなど。私自身が、受け取った、預かったこのお金を、さらなる別の形で有効に寄附をしてあげたいなと思っています。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 尾形委員
尾形昌彦委員	はい、その100万円について、その受け止めなんですけれども、これからその寄附、今したいというお声はありましたけれども、その証人さんとして今受け取ったものを、どのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。
佐藤博幸委員長	証人
証人	ですから、先ほどお話ししましたように、もらってはいけなかったんだという扱いだっただけものが、今度は返してもらえるなら返していただいた方がいいというような意見に変わったり、大変複雑な思いで見えておりました。以上です。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 五十嵐委員
五十嵐一彦委員	すいません、再度確認させていただきますけど、市長は収支報告書を訂正しておりまして、証人氏から頂いた100万円は寄附として正式に処理しております。 したがって、証人に返すいわれのない100万円なわけですけど、その返す必要のない100万円を証人が受け取っているというその事実、その100万円は一体どういった性質のものであるかと受け止めているか、もしお聞かせいただければ。
石井清則委員	委員長、意見を求める質問です。
佐藤博幸委員長	はい、この件はどのように受けとめましたか、ですから先ほどの質問と同じ趣旨かと思えます。
石井清則委員	委員長

佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	どのように受けとめていますかだと思います。過去の話ではなく、現在どう思ってるかを聞いてると思います。意見を求める質問です。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	今回はその当時、どう思ったかということでありまして、それ踏まえてのその論拠、そこに戻しての記憶の中で発言してもらえばいいんじゃないかと思います。
佐藤博幸委員長	はい、それでは■■■■証人、あのこの100万円を返しに来られたそのときに、その現時点で手元にございますが、受け取った時の受け止め方を、もう一度お聞きしたいと思います。
■■■■証人	まさかそのような形で、受け取ったんでなくて玄関に置かれていっただけの話ですから複雑なものです。私は収支報告書を最初に見せていただいたときに、寄附者3人の方おられました。そのほかに自己資金というものが、項目ありまして、100万円が記載されていました。ああ多分私の寄附したものが自己資金という形で載ってるんだなど、私はそういう感想を持っておりました。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。じゃあほかの委員ございますか。ないようです。
	副委員長
菅井巖副委員長	先ほど閲覧していただいた、私どもが請求して提出された記録、皆川氏より提出されたわけですが、■■■■氏が、令和3年8月28日に投函された懸命な対応策を求めるということについて、ちょっとお伺いしたいんですが、4年前の寄附の際には私は確かに報告書に記載しなくてもよいとしていると、いうことです。
	その認識のもとで献金をいただいたのは確かですが、報告書には記載しなくてもよいという先方からのお話でしたので、自己資金として利用させてもらいました。と答弁とあります。この答弁は、皆川氏からの答弁ということで受けとめてよろしいのですか。
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	今読み上げられたのはどこに。
佐藤博幸委員長	副委員長
菅井巖副委員長	令和3年の8月28日に市長宛に、■■■■さんが投函されたところで、前段から6行目のところから、この部分で「答弁」とあります。自己資金として利用させてもらいましたと答弁、とあります。この答弁については、皆川氏からの答弁ということで受けとめてよろしいのですか。
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	はい、そのように理解しています。
佐藤博幸委員長	副委員長

菅井巖副委員長	はい、この答弁をいただいたのは当日のお話ですか。それともそれ以前に、不記載のことでお話したということがあったのでしょうか。
証人	あまりはっきりと…。
佐藤博幸委員長	証人、もう一度お願いします。
証人	はい、あまり明確には記憶しておりませんので。
佐藤博幸委員長	副委員長
菅井巖副委員長	はい、不記載の事実は先ほど、いろいろお話聞く中で、ある方からいわゆる収支報告書の市への閲覧を経て、これが令和3年8月23日請求、8月25日開示請求されてますんで、8月28日の間の3日間の間に、多分その方から閲覧、見せていただいたものだと思います。その不記載のことについて、皆川氏とのやり取りが新聞報道で先ほど言ったように前段7月頃からやられていたという認識が示されていたのは、これはご本人の誤りだったと今、なりますか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	私はそんな早くに理解していたとちょっと思いませんし、あまり公にすることはしてきませんでしたので、なんか私のあの記憶違いかなんかだと思います。
佐藤博幸委員長	副委員長
菅井巖副委員長	同じく、今閲覧いただいている文書の中の文末に、無論誰にも口外いたしませんとされております。12月22日以降この報道がされてきたわけですが、この間、8月から、28日からの間、この不記載の報道以前の対応はどのようにされていたか。あれば、誰かから聞かれたとか、誰かにお話したとかっていうのがあれば。
佐藤博幸委員長	証人
証人	私今までとおおり、積極的に口外するとか、そういう立場をとってまいりませんでした。まあ流れに身を任せるといような形で静かに行動してきたつもりです。
佐藤博幸委員長	副委員長
菅井巖副委員長	もう一点お聞きします。これは先ほどこちらも閲覧いただいた証人さんからの日記とメモのほうですけども、当日午後2時半頃手紙を投函して、その中に記載しなくてもよいとのことで私も同意したと。が、間違いは誰にでもあるものから経緯を正直に話すほうがいいと、間違いは誰にでもあると、いうことをおっしゃっております。 これはご自身、証人さん自身も記載しなくてもよいと判断したこの問題。そして、改めて市長の対応の問題、双方のことを言っているのでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、そのとおおりです。過ちが2つ重なってるという理解でした。
佐藤博幸委員長	はい、いいですか。ございませんか。それでは確認です。

	黒井委員
黒井浩之委員	すいません、ちょっと手紙の趣旨だけちょっと再度確認させていただきますが、この手紙文面からは拝察するに、収支報告書への記載を促している、直接の言及はないにしても、そういったふうに受けとめられますけれども、そのような趣旨でお伝えしようとしたというので書かれたということによろしいですか。
佐藤博幸委員長	■証人
■証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。それでは。
石井清則委員	委員長
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	先ほどの質問では、これまで収支報告の修正を促したことはないというご意見、答弁だっと思えますけれども、この手紙では収支報告書の修正を促したのだということなんでしょうか。
佐藤博幸委員長	■証人
■証人	それがなければわざわざ手紙を届けることもないと思います。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 （「答弁が変わった」という声あり）
	佐藤委員
佐藤昌哉委員	その後手紙や電話のやりとりがあつて同様の趣旨、それが文面に証拠っていうものはないわけですがけれども、そのときにこういう説明をして理解してもらえなかったという、その■さんの意思が伝わってもやろうとしなかったのか。それとも全然伝わらなかったのかです、その辺の感触とかどういふふう感じて。
佐藤博幸委員長	■証人
■証人	全く聞く耳を持たなかったってことですね。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。確認です。 石井委員
石井清則委員	先ほどの答弁、ちょっと食い違いを感じている質問をさせていただきました。ちょっと自分のメモと確認します。暫時休憩をお願いします。答弁が食い違っていると思えますので、確認のため、ちょっとメモ見直したいので。暫時休憩をお願いします。
佐藤博幸委員長	はい。それでは最後に確認をしたいと思つてましたが、今、石井委員からの申し出がありましたので、暫時休憩します。
	【休憩】
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。それでは、休憩前に引き続き、証人尋問を続けます。

	石井委員
石井清則委員	はい。先ほど2の2の質問のときに、2の2の質問、大分飛ばしたんですけれども、そのときに、の質問の答弁では、これまで、不記載を修正するように促したことはないというようなご答弁でした。ただ先ほどの最後の質問、手紙は不記載を促す、不記載の修正を促す趣旨で書いた手紙だという答弁でした。どちらが正しいかもう一度お願いします。
佐藤博幸委員長 証人	証人 時系列で見れば、事態は動いているわけですから、最終的に私が、訂正を求めるとい、ために、この手紙を届けたというのは、経緯です。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 石井委員
石井清則委員	もう1点確認したいんですけども、2022年1月23日に、私と草島議員とで、直接お話しに、をお聞きに行ったこと、 〔委員長。傍聴席、黙らせてください〕との田中委員の声。 覚えてらっしゃると思います。そのときにも記載したほうが良いというよりも、先ほどから答弁出てますように、自分のミスで収支報告書に記載しなかったことを認めたほうがよいと言ったと。あった事実を…
佐藤博幸委員長	傍聴席、静かに願います。ちょっと聴き取れませんので。続けてください。
石井清則委員	あったことをしっかり認めたほうがよいという趣旨でお話をずっと続けてきたというふうに、私と草島議員で説明を受けておりました。また記事についても、その場でも確認させていただきましたけれども、記者も誤解されたのではないかなというようにお話だったと思います。結局先ほども一度質問で確認しましたが、記載を催促したことがないという内容だったと私は記憶しているんですけども、いかがですか。
佐藤博幸委員長 証人	証人 特別私が連絡を入れて、催促をしたという記憶はありません。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。 石井委員
石井清則委員	ということは、手紙は催促した内容とも読み取れないって、どういう気持ちで書いてあるか分からないんですけど、これは催促した手紙という受け止めでいいんですか。修正を促すことを催促したという受け止めをすればいいのでしょうか。
佐藤博幸委員長	証人

証人	はい。私はそのような意思をもって、手紙を届けています。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですね。確認。 秋葉委員
秋葉雄委員	石井委員の疑問も当然分かるんですけども、最終的に確認しますと、収支報告書に記載をするようにと促したことは、これまでないということで、よろしいわけですね。そして、しかしながら、8月28日の手紙を書いたときってのはもう状況変わっていると。しかも、いわゆる、まずは事の重大性というものも認識をされたということで、まあその、今おっしゃってること全部勘案すればですね、もう大変な重大な問題で議員を辞職したり、されてる場合もあるっていうことを認識されたので、公表してはどうかと、いうことを言ったということによろしいですか。
佐藤博幸委員長	証人
証人	はい、そのとおりです。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。進めます。それでは、尋問。 田中委員
田中宏委員	これあの、手引きにもあるんですけども、結局あの、質問の仕方、ええとですね、留意が必要なのは誘導尋問だということになっておりまして、イエスカノーで答えさせる質問にすると間違いやすい、間違いが起りやすいっていうことに留意すべきだというふうに手引きにはなっております。それで、今の一連の話の中で、その、イエスカノーでなく、時系列、先ほどね、事態が進展していった、それによって状況も変わるとおっしゃってたので、そのあたりやっぱ、ええと今、例えば新聞報道において、その4年間の間に、別の他県での状況なども報道で知って、事の重大性に気づいたタイミングがどこなのかということとか。それから、あとその報道で、今年7月と書いてあるのは、去年の話なんですけども、その8月の前です。そこに、電話して報告の訂正を求めたって、あるんだけど、これもおそらく先ほど違っているんだと、記者さんか、自分のどちらかの勘違いであろうというふうにおっしゃってましたが、イエスカノーでなく、申し訳ないんですけども、ご自身の心の流れといいましょうか。そこも時系列の中で整理して、ご発言いただくと大変助かるんですけどもいかがでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、それでは最終的な確認ということにしたいと思いますので、これまでの何度かほかの委員の方もされてますのでね、これを最後にしたいと思います。はい、佐藤委員。違う。佐藤委員、尋問ではないですか。あの、証人に尋問求める件ですか、それとも、ただいまの田中委員の発言に対してですか。いいですか。それでは、最終的にですね確認ということで、何度もお聞きしていますので、そのこのこ

	<p>ろをもう一度整理してですね、具体的に時系列でお願いできればと思います。</p> <p>証人</p>
証人	<p>個人的な差はありましようけれども、100万円という金額を差し上げるとい、その思いといいますかね、それを届け、期待し、大幅な行政の改革みたいな変化が、見られたらいいなど、大きな期待をして、献金をしたわけですけれども、その後3年間は、多分、私は我慢をしながら応援してきました。ところが、やはり4年目ともなりますと、全く私たちの、意見といいますか、話し合いもほとんどもたれませんでしたし、そういうことからして、もう諦めの気持ちが多くなってまいりました。そこでまたこういう、お金を返しに見えるという行動が起こったりですね。私の信条が、だから、強力な支援から冷めてしまっているところに、このような状況が、突然降ってわいたように、でているわけですし、大変複雑なものがありました。その場その場で私は、私なりの、正しいと思われる判断をし、あるいは促し、やってきたつもりです。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですね。</p> <p>黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>すいません、先ほどその、もらってはいけないものという言葉が、選挙が終わったら、戻せるものなら戻してというふうに変ったというふうで、戸惑われているという話ありました。選挙後というのにも、いろいろありますけれども、12月に収支報告書を訂正された後なのか、それとも訂正される前段階、いわゆる100万円が記載されてないうちから、戻せるものなら戻していただきたいというふうな発言なのか、ちょっとそこ伺いたいです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>証人</p>
証人	<p>そのことは、その言葉はごく最近の言葉じゃないでしょうか。当選された後に、何かこの議会の中でやりとりがあった。その中で、そういう発言があったってことは、私は耳にしかだけの話です。直接は聞いておりません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>それでは、尋問。</p> <p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほども私の尋問、秋葉委員の尋問、田中委員の尋問で、最後にまとめて少し、というのは先ほどのやつですか、この後に事実確認をちゃんとするという、どちらかちょっと分からなくて、もし先ほどで終わりということであれば、全く事実が分かってないので、もう一度質問させていただきたいんですけども。このあとちゃんと確認することなんですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>今ほどの質問ですが、これまでの尋問の中身、内容、それから答弁</p>

	<p>の証人、証言の内容からしてですね、何度も同じようなことも確認をされてるようですので、ご本人の何度か同じようなことをおっしゃってますので、ここで改めてまた再度確認する必要ないというふうに思っております。</p> <p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>何度かしてる中で、証言が今のところ変わってきてしまっているの で、確認をとったほうがいいんじゃないかというご意見なんですけども。あやふやなまままで終わらせたなら事実の確認になっていないと思う んですけども。</p> <p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>あの、今、議員の中で混乱している状況なので、一回その議事録を 精査して、本当に真実、受け答えがぴったり合っているのか、どれが 真実なのかということを一回整理した上で、もし■■■■さんが許される ものであればですね、もう一回このことについてどうだということも 可能なのではないかなと思います。今あともう、それを振り返る時間 もないので、そこはきちんと整理した上でということの考えもあるの ではないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。それでは。少々お待ちください。今予定の2時間を超えてお ります。この2時間を超えておりますので、延長をしたいと思います。 30分程度にしたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>はい。それでは延長します。少々お待ちくださいね。ここで、皆さ んで諮ります。それでは、日にち改めるよりは、午後から引き続きと いうことで、■■■■証人、ご都合はいかがですか。</p>
■■■■証人	<p>よろしいですよ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>議事録を改めるということは、多分今日今すぐできることではない のではないかと思うんですけども、それを求めるのであれば、やは り後日ということになるかと思いますが。その辺今日は延長して、そ の答弁が確認できるわけではないかと思いますが、それであれば、 改めて後日開催をしたほうがいいんじゃないと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ほかの委員の方ご意見どうですか。確認するという意味では、皆さ んのお手元のメモ、記録こういったものに基づいてるかと思いますの で、また、議事録の確認となりますとね、これは時間がかかります。 また正確性を期すために、内容確認も済んでから、ということになり ますので、そういったことを考えますとですね、もう一度確認という</p>

	<p>意味では、今日延長しても、それ得られることは難しいかなというふうに思いますので、ここで諮ります。よろしいですか。</p> <p>午後から延長して、限られた、また、今時点で尋問の内容が決まっていればですが、もしそういったことでなくて、改めて時間を用意してですね、確認が必要だということであれば、後日また証人尋問を行うということも考えられると思います。いずれにするか、皆さんのご判断を仰ぎたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>田中委員</p>
田中宏委員	<p>今、問うているのは、今、皆さんの中で、いろんな角度から様々なタイミングの中で聞きましたので、その整合性がとれているかどうかだけを確認したいということをお石井委員は言ったと思います。それで、昼休み、今休憩として、その短い休憩の間に確認するのは難しいですけども、然るべき昼休みのものをもっていただいて、その後であれば、比較的、その短時間の延長で話が済むんじゃないかというふうに考えます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかの委員のご意見はどうですか。</p> <p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>短い時間の中で、確認できる事実というところは、なかなか難しいところあると思いますので、後日に再度ということをお願いをしたいというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかの委員の方、どうですか。</p> <p>副委員長</p>
菅井副委員長	<p>今後1週間後に、市長の尋問が行われるわけで、ここでいわゆる、支援者の方の事実認定をしないと、そちらに進めないと思います。そういう上では、やはり共有認識だけ、委員の中で、今整合性がないところとか、そこであった問題について、確認を行って午後からやるべきでないかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかの委員の方のご意見どうですか。少々お待ちくださいね。どうですか。それでは、今ほど副委員長からもありましたけれども、今日の後にはですね、25日になりますが、市長の尋問も控えております。その前の段階で、もう一度確認が必要だということであれば、日程的な問題も出てきますので、ここです、再度限定して、午後からの尋問の内容を絞って確認をしたいと思いますが、いいですか。ほかの議員。</p> <p>午後からを、短時間に区切って、それで尋問の内容も限定的なものにして、確認だけということではよろしいですか。</p> <p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>はい。再度、今までの証人の方のお言葉を整理しながらですね、聞きたいところがあればですね、今限定されるとそれしか聞けなくなっ</p>

	てしまいますので、そこについては少し幅広に、尋問をさせていただきたいというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい。私の今言葉足らずだったかもしれませんが、限定するとかつていうのはあくまでもですね、絞らないとまた広がったり、繰り返したりになる恐れも、懸念されますので、そのところ、そういったことのないように、委員の皆さんのご判断をお願いしたいと思いますし、そのところは、今日の尋問を、もう一度、皆さん、午後からの再開ということにしたいと思いますので、ごく短時間でですね、午後から行いたいと思います。よろしいですか。 佐藤委員
佐藤昌哉委員	今までの確認の事項だけでなく、尾形委員が言ったような、それ以外の部分で、私、質問したいことがあったので、それを含めてということではよろしかったですか。
佐藤博幸委員長	はい、ただいまの佐藤委員については、この最後の3番の尋問について、最終的に私も確認しようと思っていました。その確認をまだ済んでませんので、全体を通して、3番の全体を通して漏れはございませんかという確認はするつもりでおりましたので、それは行いたいと思います。よろしいですか。 はい、それでは、ほかの委員の方、よろしいですね。午後から再開を1時からとしますが、その前に。
	(「早い」という声あり)
佐藤博幸委員長	1時半。はい、分かりました。それでは、今、1時からと申し上げましたが、少し早いというご意見もありましたので、1時半にしたいと思います。 それでは、委員外議員からの手が上がっておりますが、委員外議員の発言を認められますか。認めますか。皆さんいいですか。認めることにご異議ございませんね。 委員外議員
小野由夫議員 オフマイク	委員外議員の小野です。 委員長。決定してから私に指名してもらっても、私は困るんです。 決まる前に意見を言いたかったのです。進め方について、今回の証人喚問については、皆さん事前に、調査委員でしょ。100条委員会の調査委員でしょ。事前に全て調査をして、●●(不明瞭で聞き取れない)に臨んだと思うんですよ。その上で委員長が一項目ごとに、一項目ごとにですよ、確認取ってるわけですよ。ここまでは、(1)のここまでは、皆さんどうですかと承認取ってるでしょ。皆さん、それで承認で、何もなかったわけですよ。最後まで進んだ。それを新たにの、委員の質問によって食い違いがあるから、状況をの、また一から証人に繰り返ししてください。証人だって精いっぱい答えているわけですよ。

	<p>よ。何回も何回も同じようなことをして。逆にの、反対尋問みたいなことをしている、それ自体が、だいたいこれ百条員会に反対の人方が委員になっているんですから。おかしい話でしょう。委員長、もう少ししっかりと一つ一つ確認取って、承認取ってるわけですから。本来であればこれで終わりなはずですよ。それをまた別の一から質問しますので、食い違いがあるので、食い違いがあるんだったらその時点で質問を、言うのが当然じゃないんですか。整理するのが。だいたいこれ、進め方がおかしいですよ。私は、証人に対して、本当に申し訳ないと思いますよ。精一杯、誠意に、これまで答えていただいているわけですから。若干の食い違いも全て正当にしようということは分かりますけれども、それじゃあその都度に精査するべきでしょ。全部終わってから、また一から正当性があるかないか、一からまたやったださという話はないでしょ。なんで時間を取って、個人の委員のために調査時間が必要なんですか。精査してきたわけでしょ。食い違いがある、疑問があるのであれば、項目ごとにしっかりと精査すべきでしょ。そこで承認取ってるでしょう。皆さんの。問題ないですか。委員長がそこでちゃんとやってるでしょ。それ以外に何があるんですか。私は、延長は不本意だと思いますけども。今決めたので、これ、今私に与えられても困ります。これ私の意見ですけれども、もう少しみんなしっかりとしてください。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、分かりました。 石井委員</p>
<p>石井清則委員</p>	<p>ただいまの委員外発言の中に、一からやり直せだとか、そんなことは一切言っておりません。さらに委員からの質問があった上で、事実と先ほどの答弁と違う、食い違いが出てきたので、確認をしていただきたいという発言でございます。このまま議事録に残りますと、発言した私の名誉に関わりますので、発言の削除を求めます。</p>
	<p>(何事か言う者あり)</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、お待ちください。 同じことの繰り返しになるかと思いますので、以上で。 それでは、休憩に入りたいと思います。それで、先ほども申し上げましたけれども、午後からの延長については、質問、尋問事項をですね、あくまでも最後の部分の確認だけをお願いします。よろしいですね。遡ってだとかいうことではなくて。3番の途中の、最後の部分です。よろしいですね。 田中委員</p>
<p>田中宏委員</p>	<p>整合性の問題をしているので、さすがに最後のところだけって言われるとちょっと違うんです。そうじゃなくて、前のところと一番最後になったところの整合性を取りたいということを申し上げていて、そこ</p>

	<p>はよく配慮して質問するようにしますが、よろしくお願いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>私の言葉足らずだったかもしれませんが、そういった趣旨でございますので、はい。よろしくお願いします。それでは休憩に入ります。再開を1時30分にします。</p>
	<p>(暫時休憩)</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、休憩前に引き続き、証人尋問を続けます。</p> <p>まず、冒頭に、先ほどありました議事進行について、見解を申し上げたいと思います。石井委員からありました議事進行の発言に対して、後日会議録を精査して、もし不穏当な発言があれば、善処したいというふうに思います。よろしいですか。</p> <p>それでは証人尋問を続けます。</p> <p>それでは、私からですね、先ほど何度か委員のほうからもお伺いしていますが、改めて私からですね、時系列に沿った形でですね、お尋ねをしたいというふうに思います。</p> <p>それでお聞きします。</p> <p>まず、先ほどの尋問の中では、3番についてお聞きしておりましたけれども、一度確認の意味でですね、尋問事項の2番について、その(2)でですね、お伺いしました皆川市長へ収支報告書不記載の適正処理を促した事実についてのところですが、ここで、促したか促してないか、先ほどの午前中の尋問の中で、何人か、また、いろんな形でお聞きしましたけれども、改めて確認をしたいと思います。</p>
	<p>証人</p>
証人	<p>私は、基本的にはずっと信頼し続けてきましたので、そういう促すような行動はしておりませんでした。ところが、8月28日、降って湧いたようなこの訪問を受けまして、私がこの手紙を、コピーを持っているわけではなくて、今見せられたわけですので、こういうことを言って、手紙を届けてたんだなというふうに改めて認識しました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですか。</p>
証人	<p>決して矛盾でも何でもありません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。</p>
証人	<p>時系列としての流れで。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そうですね。それで私が時系列と申し上げたのは、この2番の尋問に、中で(2)がございました。それでその中でもお尋ねをしましたけれども、改めてここで確認をしてですね、今ほど証人がおっしゃいました、尋問事項の3番の(3)、一番最後の、先ほどのところでお聞きしたことをですね、もう一度改めてお伺いしたいと思います。</p> <p>3番の令和3年8月28日に、皆川治市長が支援者に100万円を渡したということについてということで、お聞きをしました。その中で(3)でですね、100万円授受後の市長とのやり取りについてということ</p>

	<p>で、このところでですね、何人かの委員からお尋ねをしました。この100万円授受後の市長のやり取りについて、特に先ほどから何度もお尋ねしているそのお手紙の、また、メモについてのとか、そういったことでございますので、特にお手紙についての、その趣旨についてということで、お尋ねしました。その時点での、令和3年8月28日時点での、100万円授受後の■■■■証人の証言をお願いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>■■■■証人</p>
■■■■証人	<p>私としても突然の、余りにも突然のこととして、どのように、取り計らっていいのかは、本当に悩んでいました。今となって考えますと、この100万円という差上げた金額が手元に戻ってきたわけですので、寄附としていただいたものと理解するようにしています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>もう一度お伺いします。</p> <p>100万円を授受後の市長とのやり取りについての中で、このお手紙の内容、趣旨のことについてなんでございます。このお手紙の中で、どのようなお気持ちで、趣旨でですね、このお手紙を書かれたのか、その中に、その促したというお気持ちがあったのかどうか。このことについてお伺いしたいと思います。</p>
■■■■証人	<p>何しろ、政治の世界は嘘が多いものですから、嘘で逃げるんじゃないくて、しっかりと事実と事実として認めていきませんか、私も私なりにサポートできることはしますからねという趣旨の手紙だったんです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上ですか。分かりました。</p> <p>じゃあ私から尋問いたしましたので、ほかの委員の方、尋問、なお確認のことがあればお願いしたいと思います。</p> <p>草島委員</p>
草島進一委員	<p>はい、確認をさせていただきます。</p> <p>先ほど、石井議員からもありましたように、1月23日に私たちは訪問させていただいて、お話をお伺いしました。その際にも8月28日のやり取りに対して、特に報告書の訂正、不記載だったものを記載することを求めたわけではないというふうに、私たちは伺いました。</p> <p>改めて確認させていただきたいんですけども、この報告書の訂正、また不記載だったものを記載するというのを、具体的に文言として求めたのではないということですのでよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	■■■■証人
■■■■証人	<p>この手紙の文面を見れば、一目瞭然だと思いますけども、私自身が、それまでには一度もそういう求めることはありませんでしたので。そしてまた、この自分の書いて届けた手紙というものは、私の手元に全くなくて、今、突然、手にして読んで見てるわけですので、まさにこの</p>

	<p>内容は詫びる、詫びた上で訂正しませんかということ促している文面です。</p> <p>私がだから、あなた方にお話したことは、記憶に違ってたということになります。</p>
佐藤博幸委員長	草島委員
草島進一委員	<p>この手紙見ましても、具体的にその訂正を求めてはいないわけなんですよね。ですから、手紙、あとは電話もされ、電話も受けてお答えになったということなんですけども。そのときに、具体的にその不記載のものを訂正しなさいと、訂正したほうがいいですよという文言をお使いになったかどうかお伺いしたいと思います。確認したいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	証人
証人	<p>その時点、そのときにそのような文言を、不記載の訂正をしたほうがいいですよということを言ったかどうか、ちょっと記憶にありません。分かりません、それは。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上ですか。証人、以上ですか。ほかに。</p> <p>佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>ただいま、さんのほうから寄附というような言葉あって、先ほども、その寄附金として、ほかに寄附、帰属が自分にあるという意味表示だと思いますけれど。一方でですね、皆川市長は、令和4年の1月の18日で、我々に対して、議員説明会の中で、100万円については寄附行為ではないかという質問我々の同僚議員がしてるんですよ。それに対して皆川市長は、余剰金ではなく、自身のお金を渡すことになってしまったということで、相手方、つまり、さんが、当方から、市長側から寄附と受けとめているとは考えられないという答弁をしてるんですね。これは、さん自身がその、このことを事実として、寄附に、寄附行為に当たらないということでの、事実ということで受けとめているのか、その辺を確認したいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	証人
証人	<p>前にも申し上げましたけれども、私が献金をしたのは本当に純粋に、政治に関わる、いろんなご苦勞に対して、選挙も含んでですけど、役立ててほしいということで、あげたわけですけど。今になって、返してもらえるものなら返してもらいたいっていうような、そういう、何か、ふうに理解されるってのは、大変残念でなりませんでした。</p> <p>要は、選挙クリアさえすれば、100万円の授受に関しては、自分としては問題ないんだと、というお考えなんだなというふうに理解しました。とても残念に思っています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上ですか。</p> <p>佐藤委員</p>

佐藤昌哉委員	そのことで、市長は返したお金が寄附とは考えていないということ で。議員、我々に説明してるわけですけども、その■■■■さん自身は、 それを寄附金ということではないという市長が、その主張してること について、これは事実ですかということを確認したいと。
佐藤博幸委員長 ■■■■証人	■■■■証人 私は、寄附という理解をしています。
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。 秋葉委員、先ほど手が挙がりましたけれども、ありますか。 秋葉委員
秋葉雄委員	それは、ちょっと前の話に戻るので、要するに、収支報告書の訂正 を促すって言う文言は、この手紙はないわけですね。この手紙にはな いけれども、公表をして欲しいって言うことは、お願いしてる文書 だと思うんですけども、その点についてはいかがですか。
佐藤博幸委員長 ■■■■証人	■■■■証人 特に公表して欲しいという願いは、持っていませんでした。結局、 私もその行動に対して、記載しないという行動に対して、了解は、賛 同って言うか、同意をしているわけですから、特別公表して欲しいと は思っていませんでした。
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。 石井委員
石井清則委員	はい。一点目に寄附という話が出てきましたけれども、午前中の質 問では、返金があったと。それは受け取れないと。それを置いていた ということで、よかったですかってことで、そうですと答えしてお りました。返金ですよ。今の質問、昼休みはさんだら寄附に変わっ たんですけども、どちらが正しいのか、なぜ変わったのか教えてくだ さい。
佐藤博幸委員長 ■■■■証人	■■■■証人 はい。極めて強引に、無理やりに置いて行かれたということは事実 です。その後のだから、対応も返してもらえたら返してもらいたい というような、大変に失礼な表現だと私は思ってます。私が自由にそ のお金をどこに寄附しようがどうしようが、それは、私に与えられた 一つの権利だと思いますんで、一応寄附として考えております。
佐藤博幸委員長	はい、以上ですか。ほかにございますか。よろしいですか。 石井委員
石井清則委員	もう一点、さきほど秋葉委員の中から質問にもあった、手紙には具 体的な記述がないという話で、公表を求めているなどの質問ありまし た。先ほど、午前中もお聞きしましたし、草島委員も先ほど聞いてお りました。私たち二人が聞きに行ったときには、誰にでも過ちがある から、午前中のうちにも言っていました。自分のミスでしたと、詫びた

	<p>らどうかと。公表も含めて、公表まで求めてないとは言っていましたけども、詫びたらどうかというようなお話でした。</p> <p>ただ先ほどの質問になると今度、修正を求めたというふうに、修正を求めたという趣旨で手紙を出したんだというふうに変ってまして、手紙からちょっとその具体的な言葉が出てこないの、まあ■■■■さん自身の気持ちが、どうなのかに関わってくるわけですけども。結局、修正は求めたのか、求めてないのかっていうのが、客観的事実から言うと求めてはいないと。ただ気持ちでは求めたつもりではいたということにはなるかとは思いますが、その辺がちょっと食い違ってまして、なので修正は実際求めてはいないということで、よかったのか、それともその気持ちで手紙を出したんだということなのか、少し具体的にというか、お話いただいていますか。</p>
佐藤昌哉委員	委員長
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	今の質問に対して。今の質問は、この委員会設置前に接触した事実を踏まえて、話されているようですけども、それはちょっと違うんじゃないかと。委員会の委員として、本当は、事実を言うべきであって、その前に接触したことは誰も分からないわけなので。
石井清則委員	取材しないんですか、委員会するのに取材しないの。
佐藤昌哉委員	してないですよ。
石井清則委員	取材しないで、委員会臨んでるんですか。
佐藤昌哉委員	でなくて、委員会の委員、設置する前のことを言ってる。委員会の設置前に、当事者に名前上がったとき、時点で、委員会の設置以前にそういう関係者に接触して、それを言質を捉えて、今、発言しているのはいかがなものかというふうに。
石井清則委員	委員会前に行って、全協なんで出すんですか。
佐藤博幸委員長	少々お待ちください。静かに願います。
石井清則委員	全協も出しておかしいじゃないですか。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員の質問に対して、今、尋問に対してですね、■■■■証人が、証言を求められておりますので、石井委員あと何度かお聞きしてしますので、これでいいですか。いいですね。
■■■■証人	■■■■証人
■■■■証人	私の手紙を自分でもすっかり忘れてたことですけども、このようにして読ましてもらおうと、やはり彼からは立ち直ってほしいという気持ち、一途な気持ちでアドバイスをしたという一つの証拠であって、訂正を求めたかどうかというそういう次元の問題ではありません。
佐藤博幸委員長	はい、わかりました。はい、じゃあこの件に関しては以上としたいと思います。
	それでは、尋問事項3番の(3)の尋問漏れは以上でございません

	<p>か、いいですか。はい、それではまた最終的に確認ですが、尋問事項3の全体を通して漏れはございませんか。ないですね、はい、それでは、進めてまいりたいと思います。</p> <p>以上で、■■■■証人に対する尋問は終了いたします。■■■■証人、長時間どうもありがとうございました。退室いただいて結構でございます。はい、暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p> <p>はい、休憩前に引き続いて会議を開きます。本日の証人尋問につきましては、委員の皆様ご苦労さまでした。</p> <p>次に、報告に入ります。</p> <p>報告1、記録の提出請求の提出状況について報告します。前回の委員会で決定いたしました記録の提出請求につきましては、去る7月の6日付けで議長から皆川市長宛に記録提出請求書を送付していただき、提出期限である本日7月19日に記録の提出を受け、委員の皆さんに本日お手元にお配りしております。確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、次にまいります。その他に入ります。委員から何かございませんか。</p> <p>草島委員</p>
<p>草島進一委員</p>	<p>すいません、お時間ありがとうございます。今般の調査ですけれども、政治資金規制法に関わるものだと思います。そこでいろいろ調べていったところですね、この解釈について新しい情報といいますか、皆様と共有したい情報がございまして、提案を申し上げるところでありまして、文書、事務局にお渡ししてあるんですけども、ちょっと皆様からご覧をいただきながら共有できたらと思うんですけども。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>これから発言または提言をされるということでございますか。</p> <p>(「そうです」という草島委員の声)</p> <p>そのために配っていただきたい。はい、じゃあ皆さんにお諮りします。今草島委員から提案がありました政治資金規制法に関する資料ということですが、皆様のお手元に配付してもよろしいですか。はい、それでは事務局配付をお願いします。</p> <p>はい、それでは草島委員発言をしてください。</p>
<p>草島進一委員</p>	<p>すいません、これは横浜市会の議会局政策調査課の市会ジャーナル、特別編法制情報このところから、抜粋で書いてあるところなんですけど、この中段をご覧いただきたいと思います。公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附をすべて規制の対象とするのではなく、その政治活動（選挙運動を含む）に関してされるもののみが規制の対象となります。これは公職の候補者におい</p>

	<p>ては、公職の候補者としての側面と、私人としての側面は合わせて有していますが、私人としての経済活動や家計についてまで規制の対象とすることは、プライバシー保護などの面において適当ではないからです。ということの文言がありました。法の解釈としての一つの考え方として、受け止めることも必要ではないかと思えますし、これに関連することについては、ぜひ事務局としてもお調べいただけたらと思ひましてご提案したものです。ありがとうございました。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、それでは今草島委員から説明がありましたけれども、今後については、調査またそれぞれの委員の方からまた機会がありましたら発言を願ひ、またこれに縛られるものでもないと思ひます。様々な資料がほかにもあるかもしれませんので、そういったことも含めてですね、お調べいただいて今後の運営につなげていただければというふうに思ひます。それでよろしいですか。</p> <p>石井委員</p>
<p>石井清則委員</p>	<p>はい、7月11日に委員長に対して、4名の議員からということで、私も含め4名の議員から質問状ということで出させていただきました。15日まで文書により回答を求めておりましたが、まだ回答をいただけていません。まあ法的な拘束力のあるような文書ではないので、それを回答がなかったことをどうこうしたいわけではないんですが、ただ質問としてはご意見を、聞きたいことが残っておりますので、この場で委員長に対して質問させていただきたいと思ひます。</p> <p>1点目として鶴岡市議会の百条委員会が調査を進めてきた、皆川市長による職員への対応に関するアンケートは議会事務局及びそのアンケートの議会事務局及び本調査特別委員会のみ共有とし、何人にも公開せず、秘密を厳守しますとし、依頼したものでした。</p> <p>しかし、集約結果の数値や実名による記載が複数あったなどの内容が7月5日に報道されました。退職者を含む市職員に周知、承諾を得ないで公表したことになりますが、委員長としてどのように判断したのか伺ひます。</p> <p>また、問題のない範囲で公表を判断したとしても、委員会に諮るべき内容かと思われませんが、見解を伺ひます。</p> <p>2点目。一部の報道によれば、委員長はまず事実があったことは確かだ、件数も多かったということで、これはやはり重く受けとめて、議事運営に生かしたいと発言されています。調査特別委員会では、アンケートの集約結果について確認はしたものの、事実の確認はこれから実施していくものと認識しています。どのような認識での発言だったのか伺ひます。まあ文書にはしていませんけども、報道等で切り取られた発言の可能性もありますので、その点お尋ねします。</p> <p>また事実があり、件数も多かったとの見出しも出されております。</p>

	<p>報道関係者に訂正を求めるべきだと考えますが、見解を伺います。</p> <p>3点目。元県議と出納責任者への尋問は非公開で、先日20日まで に終了したと報道されています。1、2回目の証人尋問の日時は秘密 会で決定され、秘密は継続されていると認識しています。また、この 後に出された報道でも、もう別の日も公開されております。そこで具 体的日時が公表された経緯等について委員長の認識を伺います。以上 3点について、委員長の考えを伺いたいと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、ただいま石井委員から発言がございました質問状についてで すが、お手元の委員の皆様には資料がないかと思しますので、事務局 から配付をしてもらいます。</p> <p>(質問状、配付)</p> <p>はい、それではただいま石井委員よりご指摘があったことにつつま して、委員長としての見解を申し上げます。</p> <p>7月4日の開催の第9回終了後の取材対応について、1点目でござ います。公表についてということでございました。6月の20日開催、 第8回の秘密会解除後に、集計結果のごく一部について報告いたしま した。</p> <p>7月4日開催、第9回の今後の進め方についての協議の中で、集計 結果について報告したのは、その後の協議の前提として、各委員 が共有することによって、正確を期し、効率的な協議に必要であると 判断しました。</p> <p>アンケート用紙の記載の議会事務局及び本調査特別委員会のみ の共有とし、何人にも公開せず秘密を厳守しますと記載してあるのは、ア ンケートに記載された内容のことであり、集計結果については、回答 の全体の概要、傾向を示すものであり、アンケート内容の秘密が脅か されるものではなく、プライバシーの侵害には該当しないものと理解 しております。</p> <p>また、委員会に諮るべきとのご意見でありましたが、公開の場では ありましたが、報道機関への公表ということが目的ではなく、繰り返 しになりますが、その後の協議の前提として各委員が共有することを 目的に正確を期し、効率的な協議に必要であることを目的に判断した ものであります。</p> <p>2点目の事実についてでございます。私の発言が切り取られて報道 されており、真意が伝わっておらないものと考えております。</p> <p>アンケートは、パワハラと疑われる言動を受けたと回答された方が 多数あったという事実及び、その方々が意を決して回答されたであろ うという思いを重く受けとめなければならないと考えております。報</p>

	<p>道でもこのことを報道の関係者には申し上げました。</p> <p>もちろんパワハラにあたるか否かの個別具体的な事実認定については、この委員会で迅速かつ正確に解明していくものと考えております。</p> <p>3点目、証人尋問1人目の方は第7回、2人目の方は第8回の秘密会で行われた証人尋問の日時の公表について申し上げます。証人尋問の順番については、1番から4番までの証人の実名を伏せた呼称によって現在も秘密は保たれて公表しております。</p> <p>また、3人目の第7回、それから4人目第8回については公開で行うとの委員会での決定も行い、公表していることから、当然に1人目、2人目の証人尋問は終了していることとなります。当日は報道機関からの取材に対して回答したのですが、すでに尋問が終了した1人目、2人目の証人尋問の開催日時の公表は、証人のプライバシーの侵害には該当しないものと考え、対応したものであります。</p> <p>ただいま、様々なご意見も出されましたけれども、ほかの委員の方、意見ございますか。このことについて。ございませんか。ほかの委員の方ございますか。</p> <p>草島委員</p>
<p>草島進一委員</p>	<p>はい、ちょっと確認です。今、パワハラが多数あったという事実というところをちょっともう一度、お伺いしたいんですがよろしいでしょうか。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、2番の事実についてというところですね。はい、じゃあもう一度申し上げます。</p> <p>私の発言が切り取られて報道されたというふうに思っております。真意が伝わってないというふうに思っております。それで、アンケートは、パワハラと疑われる言動を受けたと回答された方が多数あったという事実ですね。それから、それに加えてその方々が意を決して回答されたであろうという思いを重く受けとめなければならないというふうに考えております。もちろん、パワハラに当たるか否かの個別具体的な事実認定については、この調査特別委員会で迅速かつ正確に解明していくものと考えております。これには、そのとおりでございますので、ご理解いただければというふうに思います。よろしいですか。</p> <p>田中委員</p>
<p>田中宏委員</p>	<p>今おっしゃったところの話なんですけども、今のその質問状における2番の後半部分、今の事実があり件数も多かったとの見出しになってるということなんですけども、そこはもし委員長がおっしゃるとおり切り取られて、マスコミ側のミスリードといいましょうか、事実誤認であるならば、いまだにインターネット上にそのマスコミの方の配信した記事が複数の場所で、いまだに載り続けて、事実があったというふうに思われるタイトルで載っています。これはやはり、訂正を求</p>

	めたりするべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい。また、この報道の関係者に対しては申し上げますが、その後については、報道各社の判断になると思いますので、改めて、私のほうから、訂正してくださいとか、そういうことまでは申し上げられないというふうに考えております。ほかにございますか。 秋葉委員
秋葉雄委員	この質問状を見させていただき、大変違和感がございました。なぜかって言うと、今この場で、質問をして委員長答えてるじゃないですか。だから、別に質問状出さなくても、委員会の委員なんだから、委員会で質問すればいいだけの話じゃないかと思うんだけど。それをこうやってね、対応をどうしたのかっていうことを文書で期限を切って求めるというようなことを、毎度こんなことをやってたら、この委員会機能しなくなりますよ。そういう意味ではね、何もそんな委員会の中でやればいいだけの話じゃないのかなと思うんだけど、どうですか。
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員。 石井委員
石井清則委員	今、私の質問状を出したことへの質問のようでしたので、別に委員会の中でやってもいいと思います。ただ、その他の部分で出すことよりも、今日皆さんも、これまで時間かけてやってた証人尋問があり、わざわざその委員会の貴重な時間を潰すよりも、事前に委員長の考えを分かったほうがいいと思い、質問状という形にしました。多分4名の方がほぼ話してる時、同じような考えで、まずこの委員会の中でやること、時間を使ってやるのではなく、そして、先ほどありましてけども、切り取った報道されたという委員長の発言がありました。そういったことを、わざわざ憶測に基づいて、責め立てるようなこともしたくなかった。だとしたら、こういったことを事前に文書で確認して、共有できればいいのかなと思っておりました。ちなみにこの委員会、文書持ってないと言っておりました。委員長は会派として、新政クラブさんにおりますが、他会派全体に事前に、質問状出した次の日には、お配りさせていただいております。共有はできているのかなと思っておりますが、会派内でどう扱ったか分かりませんが。
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	事前に見てましたし、こんなの質問状とあって、大げさに出さなかったって、委員会の中でその他の項目って必ずあるわけなんで、手挙げて言えばいいんじゃないかと、私は思いましたね。そのほうが、よっぽど効率的だと思います。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	この質問状のことを知ったのは、委員長と、会派の中で話をしていくときに、マスコミの方が取材に来たんですよ。来たんですよ。そ

	<p>して、このことを質問したいんですけどもっていうふうに委員長に話したら、聞いてないわけですよ。だから、全然見てもいないし、聞いてもいないし、もうびっくりした、そのとき私も居合わせたもんですから、ちょっと、なんだこれっていうふうに思ったんですよ。そういうプレスリリースを、マスコミの方々にするのはいいわけですが、どういった経緯で、そういうふうに知らしめたのか、ちょっと説明いただきたいなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	<p>はい。事務局を通して委員長宛に出させていただきました。受領印を確認した上で、こういうものを出しましたとプレスリリースしました。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	<p>あの、事務局、どういう、事務局に話をしたということですが、委員長の方に話を、なぜ直接しなかったのか。そして、その後に、秘書の方に、市長部局の方に記者クラブを投げ込みを依頼したというような話もありますけども、それは事実なのかと、いうことなんです。そうしたことから、委員長より先に、もうマスコミの方にプレスリリース、投げ込みをしたので、マスコミの方々が、委員長の方に取材に来たという、これは、非常に恣意的なものも感じますし、こういうことがさっきあつてはおかしいのかなと思います。というのはですね、質問状は委員会内部のことなので、さっき言ったように堂々と発言すればいいことであつて、マスコミの方に、事前に流して、自分のこと</p> <p>(「訂正してください」と言う者あり)</p> <p>だから説明してくださいって、さっき門切状態で言っていましたけど、どういう経緯でマスコミの方に流したのですかということです。</p>
石井清則委員	委員長。
佐藤博幸委員長	<p>はい。少々お待ちください。私もその経緯について、事実を確認しました。それで、私が聞き取りました。それで、その中で、まず、私どものほうの、事務局、議会事務局へ持参されたのは、1時30分過ぎだったそうです。それで、その次に確認に行った秘書のほうに行きました。そうすると1時15分頃だったそうです。と言うことは、後先が逆になってる、と私は受け止めました。だから今の説明と違いますが。</p> <p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい。こちら事務局に出しました。判こ押してあるとおり、判こここに押したの確認してから、プレスリリース流しました。あのどちら</p>

	か時間勘違いされているのか分かりませんが、そのときには、草島議員も一緒に出しましたので、それは間違いありません。順番的には事務局に出してから、その受領印を押されたのを見て、プレスリリース流しました。
佐藤博幸委員長	このことについては、あともうよろしいかと思いますが。 佐藤委員
佐藤昌哉委員	プレスリリースの仕方に問題はないのかなと思いますが。 直接記者クラブに投げ込みするのは、それは事務局が判こ押したらから良いとは考えますけれども。最低限度。それが、市長部局の秘書のほうに、プレスリリースを、議会の一議員が、市長部局のほうに仕事を依頼するという事は、越権ではないのかなというふうに思います。多分、何でもないこと。これから、これまでもなされたことは分かりませんが、私としては、秘書係に対して、市長部局に対して、議会の内部のことを依頼するというのは、非常にお門違いなのかなと思います。というのはですね、もっと言えば、政治倫理基準のほうにありますけれども、議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制、または圧力をかける行為を暗黙のうちに、これはやってくれよという依頼をしてるわけでしょう。秘書に。それは違うのではないかと。議会事務局のほうにお願いすれば、それは済むことだと思いますけれども。
佐藤博幸委員長	草島委員
草島進一委員	すいません。報道に対してのプレスリリースで、そんなことは常識の話でありまして。常識に基づいてやってるんですよ。市長部局に働きかけたとか何とかということではなくて、プレスリリースの常識です。議会事務局に働きかけてもプレスリリースはやってくれません。だから、今回は自分でやります。自分でやるっていうのは、要するにプレスリリースを流すってことなんです。それは秘書課を通して、そのプレスリリースやる。これは常識です。投げ込みをして、秘書課にお知らせをする。これはプレスリリースの常識ですから。それを踏まえていただかないと。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	だから、常識が、多分常識じゃないと思いますよ。私がずっと今までやってきて、その議員が秘書の中に入って、これお願いします、投げ込みですと、今までもやってこられたかもしれませんが、ちょっと違うのではないかと思いますよ。議会内部のことですからね。
佐藤博幸委員長	石井委員
坂本昌栄委員	すみません、改めて確認させてください。
佐藤博幸委員長	はい、お待ちくださいね。石井委員、いいんですか。 坂本委員
坂本昌栄委員	あの、すみません。今のちょっと確認させてください。それではプ

	レスリリースは、私あんまりしたことないんで分かんないんですが、どのような形にするのが正しいのでしょうか。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	だから、我々は市議会事務局というものがあるので、これにお願いしたいということで、受けとめ、駄目だということであれば、それは何かと言うで、それは仕方のない話で、それが議員自らの行動で記者クラブに直接行って、投げこむか。100歩譲ってです。
佐藤博幸委員長	はい、以上ですか。 石井委員
石井清則委員	多分、議会事務局の業務にプレスリリースないかと思います。で、もう一点、記者室行っていただけると分かりますが、秘書係にお声掛けくださいとあります。ですので、秘書係に声かけました。何の倫理に反するのか。そこに行ってくださいと書いてあるので、そのとおりにした話ですが。
	(何事か言う者あり。)
佐藤博幸委員長	田中委員
田中宏委員	先ほどからおっしゃってるその議員の地位を利用してその秘書係に働きかけた様な感じの表現で、されてるんですけども、その秘書係に声かけて記者クラブに投げ込んでいただくのは市民の、当然な段取りであって、市民のというか、これは鶴岡市民という意味ではなくて、一般の方も含めて当然の流れであって、別に特別に議員だからやったわけでもないし、秘書係さんもそういう認識で受け取ったわけではないということは、やっぱりそれだけ、草島委員は、プレスリリースするときの常識で、言ってたんですけども、いわばその議員だからどうなだって話でなくて、一般の流れだということを、認識していただきたいなと思います。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	結論から言って。結論、本来は委員長のほうにちょっと、先に伝わらなければ取材来られても困るわけです。そういう、こう、なかったんですかね。手順が。リリースが先になって、全然わけの分からない委員長に取材来られたって、そういう状況が発生してしまうから、それは違うのではないですかということでは言ってるんです。
佐藤博幸委員長	はい。この議論に対しては、私も委員長名の質問状でしたので、受付は、事務局でやられても、あの場面では私も控え室におりました。そして、草島委員ともお目にかかりました。そういった、場面もあつたにも関わらず、私に直接ね、お話もなかったもんですから、いかがなものだろうかと、いうふうに印象で受けとめました。そういったことで、今後についてはですね、こういった質問状のやり取り、またそれに対する回答、こうしたやり取りはこの委員会に私は馴染まないん

	<p>じゃないかなというふうに考えておりますので、また委員の皆さんのですね、ご理解をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>田中委員</p>
田中宏委員	<p>委員長として受け止めは、受け止として理解しますけれども、ただし、先ほど秋葉委員おっしゃった、そのタイミングとして委員会の場でやればいいんじゃないかということについては、タイミングってものがあつたと思います。なぜなら、7月4日からもうこの報道、パワハラがあつた事実という様なことを、みだしに謳われているインターネット上に流れ続けている。1日、1日、言ってみれば、もしこれが間違いであつたならば、それが増幅されていくわけです。なので、委員会の場では、もう遅いなということで、これ僕が出した質問状ではないですけれども、なぜ、早めに出さなければいけなかつたということについては、そういった理解をしています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、少々お待ちくださいね。</p> <p>秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>なぜ田中さんが乗らなかつたのかということもあるんですけども、まずそれは間に合うか、間に合わないかという問題もあるんでしょうけれども、実際にこの日程だと間に合わないっていうのはね、よく分かります。そのときは、聞けばいいだけの話だと私は思いますよ。何もその委員会、委員会に間に合わせなきゃっていうことではなくて、ある意味ですね、期限を切つて、それで文書でっていうのは、ちょっと高飛車じゃないかって私は思ったんですけど、いかがですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ちょっとお待ちくださいね。はい、お答えありませんか。</p> <p>田中委員</p>
田中宏委員	<p>僕、手を挙げてないですけども、一応言っとくと。</p>
佐藤博幸委員長	<p>尋ねられましたので、どうぞ。</p>
田中宏委員	<p>秋葉委員おっしゃるのは、おそらく、高飛車と今おっしゃつたけれど、事を荒立て過ぎというようなことを何かおっしゃっているのかなと思いましたが、やはりそこは何にしる重大な事態ですから、鶴岡市議会及び鶴岡市政において重大な問題を、マスコミで間違つた報道がされている可能性があるってことについて、問題視している質問状なので、仕方ないかなというふうに思いますが、ちゃんとするのなら。</p>
佐藤博幸委員長	<p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>はい、いつまでもこの議論しても生産的ではないかと思ひます。先ほど石井委員おっしゃつたように、事前に質問を渡すということはいいいとは思ひます。ただ、そのもう15日まで文書で回答で、今日が19日っていうこと、営業日というともう1日しか違ひないわけですので。ということであれば、質問を先にお渡しするので、19日の委</p>

	<p>員会のときにお答えいただきたいという、それだけで済む話だと思うので、今回はこのような議論なってますけれども、質問ということであれば、事前に委員長に今日答えてもらえるようにお渡しするというで済む話だと思うので、その点についてちょっと、今後ご検討いただきたい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。じゃあこの議論は以上にしたいと思いますが。</p> <p>石井委員</p>
石井清則委員	<p>提出された日に、19日の委員会、確か決まっていなかったと私記憶しています。でしたので、その週のうちにということで出させていただきました。あと、何かこの出した、出さないのことで、ほかの委員の人の意見も分かりましたので、以後、そういったことを踏まえてやりたいと思います。</p> <p>で、質問があります。先ほど、田中委員が聞きました報道関係者に訂正を求める、2番のところ、求めるつもりはないということなのかというのが1点。</p> <p>あと、もう1点が3番に書いてある、先ほどの答弁ですと、秘密が保たれているということと1人目、2人目が終了したものである、プライバシーの侵害には当たらないということがあったんですけども、今後、市の職員の証人喚問を行ったときに、その方々が過ぎたから、いついつやりましたよという日時が公表されていくと、多分職員、その日のその時間にいない方だとか、休みを取っている方だとかで、個人を特定される可能性があるということで、だから、終わったから公表していいのかだとか、あと、先ほど委員長が言った3回目の日程が決まったので、1・2回目公表していいということではなくて、例えば、これまでに終わっただとか、ぼやかして具体的な日付を言うべきじゃないんじゃないかと。やはり、そういったことから、取材される方もプロですので、日付が特定されていくと、やはり、そこから個人の特定につながる可能性があるということがありましたので、その辺は今後証人喚問をするときなどに配慮して、委員会の中で共通のルールを作っていくべきなのかなと思っただけの質問状、そういった意味を含めての質問状ですので。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。</p>
石井清則委員	<p>まず、その2点について考えを教えてくださいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>1点目の、訂正の記事を求めるか否かっていうことですが、私は今の時点では、訂正を求めるという考えはありません。先ほど申し上げたように、報道各社の、また、特定の報道の会社に対してですね、訂正を求めるというようなことはしないという考え方です。</p> <p>2点目については、おっしゃるとおりですので、今後ですね、その辺も配慮しながら、私も報道関係者の対応もしたいと思います。ただ、</p>

	<p>その配慮っていうのは、あくまでも人権保護ということで、それから事実解明に支障のないということで、判断したいと思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。</p> <p>よろしいですか、この件は。以上です。</p> <p>草島委員</p>
草島進一委員	<p>はい、先ほどからありましたように、になんですけれども、やはり私たちはこれ重大なものと受け止めて、質問状を出させていただきました。本当あの、ここに書いてあるまず事実があったことは確かです。は、そのままその放送に流れたそのものを書いております。先ほど切り取られたというお話でありましたけれども、これが完全にその見出しになり、Yahooなんかを通じて全国版で、この事実があり件数も多かったということが報道されているこの実態は、やっぱりきちっと重く受け止めるべきだと思っております。私としては再度この訂正は求めた方がいいというふうに思うんですけれども、やっぱり求めませんか。これ、重大なことだと思いますよ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>再度申し上げます。私は、その例えば画像にしてもですね、映像にしても、やはり一部分しか、その最初から最後まで私が述べた、そのとおりには放送しづらいのかなというふうにも思います。どうしてもやはり、前後の脈絡でなくて、一部分を切り取って報道するということがあり得ることかなというふうに思います。ただ、それが著しく、例えば人権を侵害するとか、それから、この委員会の議事運営に支障を来すということであれば、それは、その時点で判断をしたいと思いますが、現時点では求める考えはございません。はい、以上でございます。</p>
草島進一委員	<p>すいません。すいません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>草島委員</p>
草島進一委員	<p>今、人権という言葉が出ましたが、これあたかも事実があったようなことが言われると、それこそ人権侵害に値するんじゃないかと思うんです。これから調べる段階ですから。そこは、やっぱりきちっと受け止めていただきたいなと思うわけです。だから、これがもう放送の動画だけではなくて、見出しになって、全国バージョンでこう流れているというこの実態に対しては、やっぱりこれ重く受けとめるべきだと思いますよ。これからだって、事実かどうか確認するんですから。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、申し上げます。何度も申し上げているように、3回目ですが、アンケートはパワハラと疑われる言動を受けたと回答された方が多数あったという事実を申し上げたんです。そして、その方々が意を決して回答されたであろうという思いを重く受け止めなければならないと考えていると申し上げたんです。もちろん、草島委員がおっしゃるとおり、パワハラに当たるか否かの個別具体的な事実認定については、</p>

	<p>この委員会で迅速かつ正確に解明していくものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。はい、このことについてですか。</p> <p>田中委員</p>
<p>田中宏委員</p>	<p>はい、委員長のお考えはよく理解するところでありますけれど、しかしながら、今、草島委員申し上げたように、市長もまた1人の人権を持った人格であって、その人権が日々侵害され続けているというところに問題があります。これがその事実があったんじゃないじゃなくて、その今委員長がおっしゃった、言ったときの思惑が正確に何か反映されていけば別ですけども、この見出しを見る限り、僕も何人かの市民の方からそういうふうに言われましたけれども、あと市民じゃない、遠くの方からも言われましたけれども、「お宅の市長はパワハラしたなの」って言われましたけど、それはだって事実があったって委員長があたかもおっしゃったみたいに報道されているんで、それは仕方がないと思うんです。だったら、その人権侵害のような状況を是正すべく、向こうがどうするかはさておき、申し入れるのは当然の姿だと、この百条委員会の、言ってみれば正当性のようなものが疑われないためにも必要だと考えますので、そこは前向きにご検討いただきたいと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、何度も申し上げますが、報道の関係者には、正確にお伝え願いたいということで申し上げますし、特定の報道者に対して、また特定の文言に対してですね、訂正を求めるという考えはございません。以上でございます。</p> <p>はい、ほかにありますか。はい、ないようでございます。</p> <p>それでは、ただいま様々なご意見が出されました。私としては引き続き、公正な議事運営に努め、初期の目的である真実の解明に向けて、委員会としての使命を果たしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、最後に、次回の開催日時の確認をいたします。第11回の委員会は公開で、市長の証人尋問を中心に、7月25日、月曜日、午前9時から開催を予定しております。なお、念のため、委員の皆さんに再度申し上げますが、前回の委員会におきまして、市長の証人尋問を実施するに当たり、市長への証言を求める事項の追加項目及び委員尋問の分担について、当初は、本日を期限として、事務局に市長に対する追加の尋問項目、委員尋問の尋問項目及び尋問する委員名を記載の上、書式は任意で構いませんので、提出するようにお願いをしておりましたが、本日の支援者の証人尋問を踏まえて、提出期限を明日、7月の20日に延期したいと思います。</p> <p>各委員の意向を集約した上で、正副委員長で協議の上決定し、決定</p>

事項につきましては、後日追って委員各位にお知らせをいたします。

以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。